

第三十八回 参議院社会労働委員会會議録第十四号

昭和三十六年三月二十三日(木曜日)
午前十一時九分開会

委員の異動

本日委員坂本昭君及び阿部竹松君辞任につき、その補欠として鈴木強君及び久保等君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉武 恵市君
理事 加藤 武徳君
高野 一夫君
藤田 藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝保 稔君
紅露 みつ君
徳永 正利君
久保 等君
小柳 勇君
相馬 助治君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

国務大臣

労働大臣 石田 博英君

政府委員

通商産業省 小岩井康朗君
山保安局長 柴田 栄君
労働政務次官 高橋 総一君
労働省労働局長 大島 増君
労働省労働基準局長 増本 甲吉君

事務局側 増本 甲吉君
常任委員 増本 甲吉君
会専門員 増本 甲吉君

説明員

労働省労働局長 坂本 一衛君
福祉共済課長

本日の会議に付した案件
○労働情勢に関する調査
(一般労働行政に関する件)
○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○参考人の出席要求に関する件

○理事(高野一夫君) ただいまから本日の委員会を開会いたします。
まず、委員の異動を報告いたします。
三月二十三日付をもって坂本昭君が辞任せられ、その補欠として鈴木強君が選任せられました。

○理事(高野一夫君) 労働情勢に関する調査の一環として、一般労働行政に関する件を議題といたします。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○相馬助治君 このたびはわれわれの同僚議員の川上為治君を議長として、吉武、牛田、阿部、阿具根並びに私、現地より小柳勇委員が参加をされまして、三月十八日夜こちらを出発し、十九、二十日にわたって現地において大辻の炭礦の災害の調査をいたしました。団長より議長に対してその災害調査の報告はなされてはいるはずであります。この際私は、この目でその災害を見て参ったものといまして、当局に対して若干の質問をいたしたいと思っております。

この大辻炭礦の災害について、一般に知られておりますように、今日犠牲になられた方々の遺体が搬出されたことと新聞で報道されておりますが、私も二名の死体の死体が搬出されたところでありました。従いまして、この際、当局よりその後の状況について概略承知しておきたいと思っております。

○政府委員(小岩井康朗君) さようでございます。

○相馬助治君 いまだ完全に調査が終つていないという段階ではございませうけれども、この際質問をいたしたいと思つたことは、とにかくにもそういう災害が発生して多くの犠牲者が出たということ、この現実を動かすことができないのであつて、一体この責任はどこにあるのかということとわれわれとしては究明しなければならぬと思つております。現地における保安部長以下関係職員のかこれに対する善後措置といふものはまことに熱心であつて、しかも昼夜を分かたずこれに努力をされて、しつとすの極に達している程度に努力されていることは、率直に認める。心から私も調査団は、その苦勞に対して感謝して参つたのであります。

それと問題は別に、一体こういう災害がどうして起きたのかということにすれば、やはり保安監督の責任が万全を期していただければならぬわけである。コンプレッサー室のある場所、それが炭層に近く近いという場所、それからまた、コンプレッサー室といふものが、労働組合その他からはコンクリートの柱に取りかえてもらいたい、こういうようなことが再度にわたつて要望されていたにもかかわらず、それらのものが修理されず、聞くところによれば、瓜生所長はその前日早急にコンクリートの柱をかえなくてはならないと人に語っている事実がある。

それにしても、ともかくこのコンプレッサー室から火が出て、こういう大事件を引き起こしたという、このことから考えてみると、保安監督が万全であつたとは、結果論からではありませうけれども、思えないのです。ところが、今度保安官の方をよくこれを聞いてみると、非常に乏しい旅費で、そして激務で、暗い坑内に調査に行くのに常に単身である。しかもその仕事は労使の間にはさまつて、きわめて微妙である。そうしてこういう現行法規のもと、そしてこの乏しい予算のもとでは、十分保安監督の実をあげ得ない、その保安監督の諸君がわれわれに訴えておる。こういうような状態です。それから、われわれは一方的に保安官の措置のみを責められないような気持ちもいたしております。この際政府としては、この事件に関して、特に保安の立場からいまして、どのように責任を感じておられるのか、そしてこのたびの災害を教訓として、将来どのようなことが救済の構想をお持ちであるか、この際承つておきたいと思つたのであります。

○政府委員(小岩井康朗君) 私どもの従来の監督が決して私自身万全であつたといふふうには考えておりませんけれども、今先生のお話のように、監督官自身は非常にむずかしい困難な仕事を、非常に大きな努力を払つて監督をしてもらつておると、私自身も考えております。私自身も長い監督官生活を実際に経験いたしておりますので、その辺の点は十二分に自分ではわかつて

おるつもりでございます。現在の監督官の制度もいろいろ工夫はこらしておりますが、もちろんこれで完全な体制であるとも考えておりません。私自身もまあできますことなら、さらに上級の監督官制度というものを、いろいろ批評もございませうけれども、できるものなら実現したい、かように考えておるわけでありませう。監督官は普通現在の状態ですと、学校を出まして十年、約十年たちますと、だんだん課長になり、部長になりという機構になつておられますので、まあ課長になりまして、やはり課内の全般のものを監視するといふ点からは、各山の実際の巡回監督といふ点からは、完全に離れさせんけれども、一応離れざるを得ない、こういうような状態にありますので、従来の監督官は比較的若い層の方が現場をぐるぐる回つておられるわけでありませう。また、これは非常につらい仕事で、体力も要しますもので、これはもちろん若い方がいいわけでありませう。あまり年をとつて参りますと、なかなか広い坑内に十分に歩き回ることがなかなか困難になつて参りますので、その点必ずしも若い方々の監督官がほとんど元気に歩き回つてもらふという点は、差しつかえないと考へておりますが、なかなか若い監督官でありませう、同じ坑内の機電関係、採炭関係、それそれかなり広い分野に分かれておられますので、その中のものを綿密にすべて見てくるということとは、なかなかできませんので、もちろん大手の山につきましては、大きく分けまして、機電関係、採炭関係、この二つの専門の監督官を別々に派遣いたしておられます。しかし、中小炭鉱に

おきましては、別々に二人出すだけの内容がない山もございませうので、そういったような山につきましては、機電の監督官はもちろん採炭関係の教育を与える。採炭関係には機電の概論を与えまして、一人で両方見てくるという態勢を現在とつておるわけでありませう。これも私、大体可能ではないかという点で、私どもの監督行政そのものからは、まあ人員の不足、予算の不足といふことも毎年訴えられてはおりますけれども、まあこれが不足だから全然まあ不可能だ、非常に大きく保安に支障を来たすといふ点につきましては、そうまあひどく痛痒を感じてないわけでありませう。これはもうなかなか予算だけふやしていただいても、一人の監督官は大体月に一週間ぐらいはあつたが、あるいは半月といふことになりまして、現地の派遣班、これはもう炭鉱のごく近くにおられますから、この連中はまあ十日とか、あるいは場合によりましては二週間くらい下がることも可能と思われませうが、そうでないところから出ますと、なかなか月に平均して十日坑内に下がるというところは、非常にまあ体力的にも大きい負担になつてくるわけでありませう。これは同じ山ですとそういう事情もわかつて、その割に回りで見るほど痛痒を感じないのではありませんが、全然事情のわからない山に順々に下がるということとは、もちろん、まあ大へん体力の消耗にもなるし、骨の折れることでありますので、私どもとしましては、あまり一人の監督官によけいな日数をかけないという方向をとつておるわけでありませう。まあ監督官の制度につきまして

も、今後でございませうことなら、民間の方々も、一定の年数でまあ上級の監督官にも一つ中に入つていただいて、まあ官側で独善的な監督をやつていられるような批評も幾らかやわらげる。諸外国でも民間の監督官の方々も採用いたしておるようでありませうので、そういう面も、必ずしも外国の例を直ちに日本に採用してよくなることは考えておりませうけれども、いろいろそんな面も一つ工夫をこらしてみたいと、かように考えております。

それから原因などについて、なぜ、あんな災害を起すかといふ点で世間的にも大きく批判を受けておることは、私自身も承知をいたしておるつもりであります。こういふ大きな災害を何とか防止できないものかといふことで、私ども直接責任者が真剣になつておりますが、なかなかこれが満足な解決ができないのであります。最近の災害の例を見ますと、決してまあ従来のように、当然これが非常に大きな手落ちであつて大きな災害を起したといふものと少し趣が違ひまして、やはりちよつとそこまできなかなかに考えが行き届かなかつたと思われませう。それから起つておるのであります。それは豊州炭鉱におきまして、各作業箇所はもう何にも災害関係がない、全然離れた、三百メートル離れた古洞を通じて川底の昔の採掘跡に陥没して水没した。それから上清の場合も、これは原因ははた判定いたしておりませう、まだ公表の段階ではございませうけれども、現地の監督部で見えます点といたしましては、ケーブルが非常に過負荷の状態になつておつた、あのコンプレッサのケーブルの力の一二〇%

ぐらいの、何と申しますか、力以上の力がかつた過負荷状態、こういうふうに表示しておるのであります。それがまた、百馬力のコンプレッサと並列運転になつておりました、百馬力の方の空気が五十の方に逆流しておるやうに見られて、その過負荷の状態がさらに一そう過大な状態になつておつた疑いがある。従つて、ケーブル自体が乱雑に地上に配線されておつて、そうして水とか油でそれが非常に弱められて、そういう状態では、ケーブル自体から火を発生して、油その他のところに燃え移つたといふやうな見方をいたしておるやうであります。この点はなお警察とも協力いたし、警察関係の指揮によつて、今捜査中のごさいますので、これ以上深く触れることは差し控へたいと、かように考えておりますが、当然綿密な考え方で見れば、結果から見ればわかるはずなんでありませうが、一見しては、ちよつとかなかなか判定しにくい、機械そのものからの故障ではなく、そういう関係から出たものであつて、大辻の場合も、大辻はもう災害そのものではなくて、災害に対する、作業員としては全員退避してその消火を今度するといふ、全然別途の方向から幹部以下が下がつてしまつて、そうして処置を誤つたといふよりも、まあ対処の仕方が十分でなかつたと申します。普通ではちよつと考えられないやうな事態の急変で大きな災になつてしまつた、こういうふう

に、決して言いわけではございませうけれども、かなりむづかしい点から原因を発生しておる。そこで、私どもも、今後の監督方針といたしましては、非常にむづかしい事態になつてきておりますので、全部大きい目からいろいろな点を総合して、炭鉱の弱点といふものに對して監督を強化していくという方針をとらざるを得ませうので、今後の大きい体質改善に伴ひまして、あとより限り大所高所から炭鉱全般の趨勢を見て、そうして弱点と思われる点に監督の方向を集中させて参りたい、こんなふうな考えでおるわけでありませう。

○相馬助治君 従前この種の問題が起きて当委員会において取り上げられる場合には、通産大臣並びに監督官直轄の長の局長であるあなたにこゝへ来てもらつて、保安監督がけしからぬじゃないかといふことで一方的に責め立てて、そうして、それで、問題が当局を責める形においてのみ進んだと、こういうふうな思ひです。私は今度、大辻のこの災害を見てしみじみ考えたことは、現地の保安官といふものは、実に乏しい手当の中に、非常に重大なしかも、陰惨な任務を肩負つてよく挺進しておるというこの事実なんです。ですから、私は、どうしても単身調査に行くといふやうな形は好ましくないのではないか、いろいろの立場から、二名で視察をするといふやうな基本線をこの際、政府は打ち出すべきではないかといふことを、保安官の代表者の切々たる訴えを聞いて強く私外委員諸君が感じて参つたのです。ここに小柳委員もいらつしやるので、おそらくこの点は同感だと思ふのですが、現地の保安官はまことに容易じゃないのですから、保安法規並びに財政措置についても、政府はこの際、一考を必要とすることを私は指摘しておきたいと思ふのです。

それで第二の問題は、先ほど申しましたように、やはり保安監督の実績が上がつていなかったのではないかと、いうことを追及せざるを得ないのです。

そうして九州の状況についていろいろ聞きますという、従来表彰を受けていた大社にしてこのありさまである。従って、こういう事故は、これは偶発的でなく、山が古くなってきておるから今後頻発する趨勢にある、かように人々が訴えておるのです。ですから、この際、この問題を中心にして、よほど当局においても考えてもらわなければならぬということを描いておきたいと思ふのです。

それから第三の問題は中小企業者の経営している山になると、ここに労働省からもおいでになつてゐるようでありますが、労災保険の掛金すら実は満足にいていないところがある。事故が起るといふと、急いでかけつけて労災保険を払って何とかしてくれというふうな事実すらあると聞かされたわけですから、一事が万事こういう調子ですから、中小企業者の経営する炭鉱の保安管理の状況などというものは大体想像にかたくな。こうなつてくると、やはり保安監督官の責任を責めるに急になるにはなるけれども、保安監督の仕事をもろちよと徹底してやっていたかなければ最後は防ぎ得ないと思ふ。それのみでは防ぎ得ないけれどもです。しかし、まあとにかく保安監督の現行法規の中でも、その実績が上がればこれらのものはある程度防ぎ得ると、こういうふうに思ふので、この際それらの点について、とくと当局において考えてみてもらわなければならぬと思ふのです。それ

で大社の問題について局長はこの事実をどう把握されているか、御参考のために二、三聞きたいと思ふのです。

第一、コンプレッサのある位置が非常に燃えやすい炭層に近い所にあったというこの事実なんです。それで労働組合がこれを何回か抗議を申し込んだので屋根の上を一度くりぬいたそうです。しかし、これは非常に手間がかかるのだそうです。私不勉強ですが、炭坑の中というものを全然知りません、見たことありません。ですから質問が若干的はすれなところもあるかもしれませんが、われわれの調査の結果によると、コンプレッサの位置というものが非常にまずかつたというのです。保安監督上コンプレッサの位置をきめるなどという場合には現実にはどうなつてゐるのですか。その場所について、設置について申請でもしてそれを許可するということになつてゐるのか。これは勝手なのか、その点を一つ伺いたい。

それからコンプレッサ室の構造等については一定の基準があるかどうかということ。あるとすればどういふふうになつてゐるかということ。これはないと思ふ。燃えやすい石炭山の中にコンプレッサ室がある。コンプレッサというものは動いてゐるうちに熱を発生することは明瞭である、熱を発生すれば火になることもまた明瞭である。そういうふうな角度からコンプレッサ室の設置基準、構造基準等があるのかないのか、その監督権があるのかないのか、これをちよつと局長に承つておきたい。

○政府委員(小岩井康朗君) 現在のコンプレッサに關しましては、五十馬力以下のものは自由設置になつております。五十馬力以上のものになりますというところを出るようになっております。そして、どういつたコンプレッサをどういつた所にどういふふうな設置するかという内容のものを届けて参ります。もちろんこれはもう基準というものは別個にはございせんけれども、保安規則がございまして、そういうものは防火構造にするということである。然るその室内の機械そのものから、あるいはスイッチ関係から、あるいはケブルからもしも万一火を吹くようなことがあつても延焼に至らないという程度の防火構造及び消火の施設、こういうものを必ず備へておくと。その内容を規則で定めてございます。その内容につきましては専門の監督官が随時監督に参りましたと内容を見て、悪ければもちろん直させるといふような方法をとりおまして、まあ大社の場合もまだ内容よくわかりませんけれども、今お話のよう炭層が一部何か顔を出してゐる、炭層の近くの位置にあつたといふことは間違いないようであります。それから監督官自身は、防火構造の点について不備の点をちよつと伝へてゐるようですが、その内容が詳細にまだどんな点を不備として指摘したか、その点も少し内容を報告させませんとわかりませんが、監督部長は、まあ大社の場合はあの程度で普通ではないかという見方をしてゐるようであります。その辺実情を十分調査いたしまして的確な判断をつけてみた、かように考えております。上清の場合におきましては、これは私も

実際に見まして、あれが防火構造であるといふにはもちろん不適當でありまして、まあ、あつた場合はつきり法規の違反を、違法性を認めてゐるようであります。その点もうしばらくしますと、はつきり各責任者の責任というもののついて明瞭になると思ひますが、まあ、はつきりここで申し上げかねますけれども、上清の場合にはまあ条例違反というものも考えてゐるようであります。十分な施設でなかつた、かように考えることができると思ひます。

○相馬助治君 大社の場合には保安官がやはりコンプレッサ室の構造の不備について所長に向かつて何らかの指示をしてゐるようです、私どもの調査によつても、それで所長もまた早急に直さなくちゃならないとその前日言つていた、昼飯を食ひながら。あれはコンクリートに早急にしなければならぬと言つていた、その前の日に。しかもこういう災害が起きた。そこで今言つたようなコンプレッサ室の設置というふうなことが許可制でなくて届出制度であるといふことになりまして、これはやはり将来考えていかなくちゃならないのじゃないか。中共の石炭山なんかではコンプレッサ室といふのは全部坑外にあるそうなんです。それで私もしろうと考へてコンプレッサ室を坑外に全部持ち出したらどうだといふことを言つたところが、これは膨大な金がかかつて中小企業の山主じやどうにもならないのだといふことを聞いて、私も専門外ですから、そういうものかと思つたのですけれども、この種の災害が頻発するならば、これはコンプレッサ室を坑外に持ち出す

か、それが不可能ならば、コンプレッサ室というものの設置については厳重な許可制にでもする以外に手が無いのではないかと、いうことを指摘しておきたいと思ふのです。

第二に、このコンプレッサ室の係員が専任でないといふことですね。大社ではこれの専任かもしれないが、そこから六百メートルばかり離れたポンプ機械その他を兼務してゐるというのです。常時このコンプレッサ室にいない。よくはかの山なんかの話を聞いても、コンプレッサ室が二つあると、一人の係員がこつちへ行つたりあつちへ行つたりして監督するのが常時の状態といふふうに聞かされて、私は非常に驚いたのですが、こういうふうなコンプレッサ室の要員についての指導なんといふものは、一体どうなつてゐるのかといふことを一点承つておきたいのです。

それから次に、この大社の災害で阿具根委員、阿部委員は炭鉱についての実務の経験ある人ですが、これらの人はもちろんのこと、川上団長以下全員が首をかしげたことは、保安管理についてのベテランであり責任者である瓜生所長以下幹部の者が、この消火にあつて、マスクはもろろのこと、ガス検定器も持たずに坑の中へかけ込んで消火をしてゐるというこの事実なんです。これは普通なのですか、こういうことは。阿具根、阿部両氏にすれば、どうもどういふ事情かわらぬから即断はできないけれども、不思議でたまらぬと、こう申しておる。一方で、全員入坑していた人が引き揚げ、一部ではガスで頭が痛いと訴えてゐる者がある。一方で、所長以下、

最高幹部が全部消火に入ってしまった、だれも指揮していないのです。最高幹部は全部発火場所にいるのですから、だれも一貫した指揮を行っていない。全くこのことは、結果的には、おなぐなりになった瓜生所長の死にむちうつことにあるいはなるかもしれませんけれども、実情、われわれには不可思議でたまらぬのです。これは局長はどのように御判断でございませうか。

○政府委員(小岩井康男) コンプレッサーを許可制にしたかどうかという御質問であります。これはもちろん、こうしてコンプレッサーの火災も続き、いろいろ欠陥も多いようでありますから、この点については至急検討したい、かように考えております。

それから係員につきまして人数が不足ではないかというお話であります。大辻の場合は、今お話のように、六百メートルは離れておりませんけれども、コンプレッサー室から四十メートル離れた所にポンプ座がございまして、そちらの方に休憩室があって、ポンプの方とコンプレッサーの方と、両方かけ持っておったことは事実でございします。しかしながら、大辻のポンプは自動運転でありまして、最近、私どもでもできるだけポンプは自動運転にさせておりました。これはほんとうに自動的にポンプがとったり動いたりしますもので、たまたま休憩室がポンプ座の方であった関係で、ちよつとどうも、反対の方から火災が起きているので少しづつでありまして、ポンプ座は今お話のように、自動運転でございしますから、もちろん、そう常時つ

いている必要もないし、主としてコンプレッサーを中心に見ることができないという判断を監督官もしておったのではないかと、いふふうに見ております。しかし、この辺、実態をさらに一そう詳細に検討いたしまして、適当に処置をつけていきたい、かように考えております。

それから最後の、なぜベテランである所長以下がなんの無謀な結果になつてしまったかという点は、これは新聞で、当時の入坑者が全員昇坑して、あとから二十六名入って行方不明になつたという中間の実情がすっかり抜けてしまつておりましたので、私ども新聞の報道だけで、一体どうしたことかという、全く先生方と同じように理解が全然できなかったものであります。大ざっぱではありますけれども、ごくあらましの現地からの報告を受けまして、決して実際はそうでなくて、私どもの想像いたしましたように、非常に慎重な態度をとつていたのであります。

これは、多少時間が私は狂うと思ひますが、現地でもいろいろな聞き取りから、それを総合調整をとつてつじつまを合わせたものを私どもに報告いたしましたので、あるいはこれは内容がまた変わるのではないかと思ひますけれども、実際、所長が入坑しましたのは約三時—火災が起きましたから三時間、坑外でじっくり指揮をとつてゐるわけでありまして。詳細はわかりませんが、決して二十六名が一緒に入つたのではなくて、やはり順次ばらばらに、それぞれの者がそれぞれの目的を持って入つておりました。所長は坑外からいろいろな指揮をとつて、三

時前後まで坑外にいたことは確かかのも、検出器を持って入つたかどうかという点については、まだはっきりはわかつておりませんけれども、一時坑内が消えたというふうな連絡も受けております。十二分に御本人としては、環境を判断しながら指揮をして自分でも入坑したものだといふふうに私どもも判断される点がかなり濃厚に判明いたしてきておりました。坑内の情勢も、四時五十分までは連絡がありまして、全員無事にそれぞれの仕事をやつておつたようでありましたが、ただ四時五十分、坑内から酸素ポンプを送れというこの連絡があつたことも事実のようであります。

それから先がちつとおかしくなつておるところを見ますと、まあ何人かがガスで参つたんで、まあ置いて逃げるわけにもいかぬし、酸素ポンプを急送しろという連絡で、それから先は少し無理をしたのではないかと—これはもちろん想像でございしますけれども、無理を多少したのではないかと。四時五十分までは、はつきり坑内からの連絡もあるし、ただそのころ酸素ポンプを至急送つてくれというところの辺から、だれか隊員の中に工合の悪い方が出て、それをほつて逃げたわけにもいかぬといふところ、処置をつけようといふうちに一応想像されるのであります。それから先が不明になつておりましたが、もう六時ごろには全然連絡はつかぬといふので、ほんのわずかの何かの急変があつたのではないかと。これはあとで判明しておるものでありますが、坑道の一部が崩落をいたしておるよう

ありますので、そういう関係で、急に、扇風機がとまつておりました。通気の状態が変わつて、従来の判断とは違ふ現象が出てきて、そしてそういう入坑者の一部にガス中毒者が出たのではないかと。これももちろん想像でありまして、それから、実際もう少し現地の調査を待つ以外にないと思ひますが、大体そんなふうなあらましの状況は報告を受けておりますので、私どもが当初に考えておりました二十六名が一緒に何も持たずにさつと下がつて全員いつてしまつたといふのではなくて、やはり所長として指揮をとつて、坑内の事情の連絡を十分受けながら、まあ責任上現場に下がつて、そして何かの異変によつて自分の判断が完全にくつがえされた、こんなふうな考えをしております。その通りであるかどうかは別にしてしまし、大体こんな輪郭であつたのではないかと—いかに報告を受けておりましたので、御報告いたしたわけでございます。

○相馬助治君 私たちの調査の時点よりあなたの方が新しいのでしようから、それを私信します。しかし、とにかく、このころ最高幹部が全部消火に入坑してこの犠牲になつたという事実は事実として動かしがたいので、私たちが話を聞いてみてわかつたことは、瓜生さんという人は、非常にりっぱな人なんです。そして、鉦夫さんはじめ、所内の幹部から非常なやつぱり尊敬を受けていた人なんです。六十才をこえておられるけれども、陣頭指揮の人なんです。ですから、察するに、この人が、「それ、火を消すんだ」、こう張り込んで入坑して参れ

ば、みんなあとをついて行く。また、ついて行かざるを得ない。こういう状況だと思つたのです。この職員録を見ればわかりますが、全部これ入坑してゐるのですから、責任者が——所長でしょう。庶務部長、探検部長、ほかの山の探検部長が来ていたのも二人一緒に入つた。それから保安課長、工務部長、電気関係の責任者、保安の責任者、そこへ持つてきて、労働組合の保安部長、書記長、こういう幹部といふものは一人残らず入坑してこようといふに犠牲になつてゐる。この姿を見ると、これはやはり異常な状態だと思つた。これは責任をなすを得ない。事実問題として指摘せざるを得ない。ただ、私の質問が、なくなられたこれらの人の死にむちうつようになるのは私の本意ではない。本意ではないけれども、局長の報告ではありますけれども、われわれの調査では、一時三十分、火が燃えて、二時には所長は先頭に立つて入坑されているという事実がある。これは私は責任者から聞いた。ですから、あなたはその時点が新しくの報告であらうから、私は一応あなたの報告を信じておくのですけれども、とにかくこれは異常な災害だと思つた。従つて、こういうものを政府では十分教訓的にくみ取つて、平常の保安指導、それから非常における保安の指揮系統、こういうふうなものについては十分検討されることを私は期待しておきます。

あなたから、差しつかえなかったらその概要を承っておきたい。

○政府委員(小岩井康朗君) 私ちようど現地に行っておりますときに、本人が自殺したものであります、その朝連絡を受けまして、さっそく現地の監督部長にお見舞に行つてもらつたのですが、本人の遺書もきわめて簡単な遺書でありまして、家族にごく簡単に触れまして、あと次のページに、局長、部長、課長に御迷惑をかけて済まないという意思表示で、私もそれらの本人の遺書の点から見まして、あるいは本人の性格、本人の現在のポスト、そういうような点から見まして、どうも今回の谷君の自殺は、上清炭鉱の災害だけを非常にみずから悩んで、そしてついに意を決したのではないかと思われ、点が非常に濃厚に感ぜられるわけでありまして、それは、上清炭鉱があれだけ大きい災害を起こしました最後の巡回監督官が谷君だった、しかも谷君は、監督部の一番最古参の機械電気専門の監督官でありまして、しかも自分が入念に見ることができなかったそのコンプレッサーに原因があつて火災を起して、ああいう事故になつたという点で、非常に本人としては自分の巡回監督を強く悩んでおつたようでありまして、たまたま参院の先生方に説明を求められて出ます前にも、第一課長にその答弁の仕方について相談に来たくらいにかなり悩んでおつたようでありまして、それから自分は責任をとるというのを家族だの、あるいは仲間監督官にも漏らしておつたようでございますが、聞いた監督官も責任をとるということは、やめるのだというくらいに考へておりました、とても自殺

するといふようには、聞いた者も家族の者も全然考へていなかった、やめるならやめてもしようがないじゃないかというくらいに家族も——奥さんの話ですが、考へておりました、死ぬという点はだれも考へていなかった。そういう点から総合いたしました、どうも今のポストも現在は機電課を離れて管理課の課長補佐ということ、ちよつと第一線を離れたようなところにおりますし、仕事の関係から特に第一課長から嘱望されて上清炭鉱を巡回したという結果もあり、ほかに何か大きい問題があるのじゃないかという世間の見方に対して、私はもうお調べになつておると思ひますが、そういう点は出てこないのじゃないか、おそらく本人があの問題を非常に大きくみずから悩んで、そして責任を感じて自殺に至つたのじゃないか、こんなふうに考へております。この点については、私も上司として本人に深い同情を申し上げる次第であります。本人のあとの家族の始末その他につきましては、私もとしてできる限りの方途を講じたいということで、今準備を進めております。

○相馬助治君 ちよつと速記をとめて下さい。

○理事(高野一夫君) 速記をやめて。

○理事(高野一夫君) 速記をつけて。

○相馬助治君 私は通産省に対する質問は以上で終わりますが、要するに、もう非常にこれは不幸な状態なので、今後保安監督の実を十分あげるように強く要望します。

○徳永正利君 ちよつと関連しました。

先ほど私、議場で席を立つて聞き漏らしましたが、コンプレッサーの設置が五十馬力以上は届出制、届け出るだけだ、許可は要らないのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) ちよつと私、馬力と申したやうであります、五十キロワットで、五十キロワット以上は届出であります。それ以下は自由設置。ちよつとそれを間違へましたので、訂正いたしておきます。

○徳永正利君 わかりました。それでわかりましたが、その届け出て、これはいかぬと言つてあなたの方で変更させるなり、あるいは指示した今までの例でございますか。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん例があると思ひますが、中央に報告されておられますので、まあ大辻の場合を見ましても、監督官が参りまして防火構造になつていないという点を指摘して、いるところを見ますと、もちろん届出の場合にも、修正を要するものは直して届出をやり直してあります。その後設置されてからでも、工合の悪い点は順次監督官が指摘をいたしているのでございます。

○小柳勇君 相馬委員の質問に関連して質問いたしますが、この保安規程というものは、鉱山保安法の十條で、各山では作らなければならぬわけですが、これは保安規程をすつと読んでみますと、この規程を守つてさえおれば今まで起きたような二つの事故——大辻炭礦と上清炭鉱の事故は防げたという気がしてならぬのですが、このコンプレッサー室の構造について、この相当きびしい制限があるようです。こういうものについてこの構造などというものは検査ではなくて、炭坑が開

業したらずにわかるのです。そういう開業のときの検査についてはだれがやっているのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん監督官がやっております、この保安規程のお話が出ましたけれども、保安規程は、労働者五十名以上のところに全部この規程を持たなければならぬということになっておまして、各山にこの規程ができております。この規程は、保安法、保安規則で当然守らなければならぬ。さらに規則にうたつていないようなもの、その山が自主的に、それぞれの事情が非常に山によつて違ひますので、その山に應じたこまかい保安規程というものを作つて、そしてそれは山の方が自主的に守つていく。従つて、保安規程の違反には罰則も何もございせん。ほんとうに自主的にやつてもらいたい。大きいところは保安法、保安規定でやつて参りまして、それに漏れるような各山の特殊事情に應じたためにその山のいわゆる保安規程になつておるのであります。従つて、保安規程は自主的に山がきめておつて山が守るという体裁のものでありますけれども、もちろん私どももその保安規程で定められていた内容のものが実施されているかどうかという点についても、重ねて見ることにいたしておきます。

○小柳勇君 いや、この鉱山保安法十條によつて、鉱業所では保安規程を作らなければならぬと書いてあります。義務づけてあります。それから鉱山労働者は保安規程を守らなければならぬと義務づけてあります。そうしますと、この鉱山保安法十條によつて山が

保安規程を作らなければ、それは鉱山保安法違反ではないのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 当然もう違反でございます。

○小柳勇君 そうでしよう。その保安規程には、コンプレッサー室の構造については、A級、B級、C級をきめまして、A級についてはこう、B級についてはこう、C級についてはこう、こう詳しくきめてあります。その規定を見ますと、さつき相馬委員も言われましたように、大辻炭礦のコンプレッサー室に炭層があつたということ、これによりまして、これは絶対そういふものではないと書いてあります。そのことはもう山が開設當時わかるはずだが、そういうものはどういふふうなことで検査されたのですかと、こういう質問をして

○政府委員(小岩井康朗君) 炭層が直接顔を出しておつたか、あるいは炭層の近くか、その辺まで調査ができておりましたので、私もきつかりした報告を受けておりましたが、ときどき耳にはさむのでは、炭層が出ておつたのではないかというお話をほかから聞くことがございます。あるいはいろいろな観点から、あるいは私も炭層の顔を出しているような座にそういった機械が設置されておつたのではないかという想像はいたしておりましたが、この辺はまあ至急はつきりしたことが判明すると思ひます。

○小柳勇君 調査団が行きまして、組合側から意見を聞きまして、こ

ういふ話があつた。コンプレッサー室は完全な部屋ではない、若干心配なところがあつた、こういうことを説明し

て、法規上の対策が必要である、こういう発言をしているのです。そうしますと、この保安規程を守るとすれば、これは上清もすけれども、大辻の場合はとりつぱな山ですから、大辻の場合は当然こういう保安規程もありませんが、その保安規程に照らし合わせるならば、コンプレッサーをああいりところに入れることはできなかったのではなから、その点についてはまだ調査していないということですか。

○政府委員(小岩井康朗君) まだその点明瞭になっておりませんが、まあ監督官が大辻の場合も防火構造になつていないという点を、防火構造にしなうということ、まあどういふ点かはうたつてありませんけれども、一応監督表で指示しておりますから、その辺はつきりいたしませんけれども、何か防火構造に対しては不適当な面があったのではないかと。従いまして、当然山の保安規程にも、私は違反状態になつておるものと推定いたしておりますが、それらの点につきましては、近日まあ明瞭になると思います。

○小柳勇君 それから上清の方で、相馬委員が言われましたことに関連しますけれども、ポンプを二つ一人で受け持っているのです。それから大辻の場合も一人で下におりて行きます。一時間からかぬと帰つてこれないところを一人で受け持っている。こういう機器を取り扱う場合のその山の状況による定員の問題については、監督官は注意するとか、あるいは勧告をする権限はないのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 私どもに権限として与えられておりますのは、係員が人数が少ない場合、まあ私ども

の方でこれは増員する必要があると思われれる場合には、増員を命ずることが出来る。あるいは係員自体の素質がどうしてもなく、こういう人係員にしておつてはいかぬというふうに認定のできたときには解任を命ずることが出来る。まあ係員については私の方で解任、増員の命令ができるようになつておりますが、それ以外の有資格者と指定鉱山労働者といった係員以下の機構につきましては、もちろんこれは山に自主的におまかせしてあります。私どもの方でまあ選解任と申しますが、そういう権限は全然持っておりません。

○小柳勇君 保安規程によりまして、機械、電気等の係員というものがおるでしよう。その係員の監督のもとにポンプを動かせる実際の労働者がおるわけですね。そうしますと、そのポンプ係員が、その二つのポンプを見るということがたつた一人ではいけないというならば、そのポンプ係員が当然会社に要求するだけの権限があると思うのだけれども、その点いかがですか。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん電気機械の係員は増員の命令ができることになっております。できます。しかし、普通、大がいの係員はもう自分の見る範囲というものははっきりいたしておりまして、自分の部下に何人か専任で充ててはおります。従つて、上清の場合はちやうど百と五十がもう数メートルの距離にありますので、あれは直接の津川という、これは係員ではありませんが、専任に見ている者が係員の下で機構でおつたわけでありまして、これがまあ一人ではよかつたかどうかという点につきましては、もち

ろん今後私どもの方でも、こういう事故にかんがみまして、それらの人間の分担能力といひますか、管理能力といひますか、そういうものを見まして、足りない場合には方法をとりたいて思つておりますが、こんなようないまかい点は、山に保安委員会というものがあつて、その山の保安の重要な問題は、その保安委員会が調査審議するということになつて、わざわざ保安法の非常な新しい法律ができておるわけでありまして、でも、もう労使半々で、その山の保安の重要な問題はみんなその保安委員会が一応詰つて解決をしていくという建前で、法律としてはかなり新しい、新味を加えた、保安法の中でもかなり新しい事項なんでありまして、そういう山の問題が従来にはほとんどない。もちろん私どもの監督の責任も痛感いたしておりますが、私どもとしましては、できるだけ、その山のいろいろな問題、たとえば、コンプレッサーの人数が業務々々で足りないんじゃないか、そんなような問題こそ保安委員会によく諮りまして、増員するなら増員するという方向に実現を得たいのでありますけれども、なかなか、従来せつかく作つてあります法律の、保安委員会というふうなものの活用についてはどうも十分にいつておりませんので、今後私どもも保安委員会の積極的な活用という面につきましても、中央鉱山保安協議会でもそういう話題が強く出ておりますので、こういう委員会が積極的な活用という面にも十分な協力を払つて参りたい、こう考えております。

○小柳勇君 保安委員会の活用なり、保安規程の順守ですね、こんなつばな規程があらましても、これを守らなければ、ただたなの上に飾つておくだけなんですね。まずそういうものを保安監督官といふものはよく順守するようになつなければ、山の一部分を見てもだめじゃないかという気が今聞いていたしました。

それから次の問題は、上清の問題に入りますと、谷さんの保安報告書を読んでもみましても、絶縁体が悪いなど書いてないんです。電気器具の絶縁については良好であるといふわけですね。まあこういうところに責任を感じられたと思ひますが、保安監督官が一人で監督するといふ場合は、もう結算が出たんですか。あなたの方の局では結算出たんですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 今後監督する場合には二人でやれといふお話のようでありまして、まあ現地の方からもういふた声が出ておりますし、従来ももちろん、少し大きい、中以上の山ですと、一人ではなかなか見られまないので、先ほどちやつと触れましたように、もう二人、三人、一番多いときには七、八人も一緒に行く場合がございまして、今後、上田鉱業の特に残つた炭鉱は、早急に一斉点検もやらなきやならぬといふことも指示しておりますので、こういう点検には少なくとも四人とか、五人とか行く予定にはいたしておりますけれども、通常の原則としてどの山にも二人ずつつてというお話につきましては、もう少し予算の点、人員の点もまだ未解決でございますので、それらの点につい

ては早急に検討をいたしたいと、かように考えております。

○小柳勇君 全体的な私どもの見た感じから、あの山がこのような保安規程で見た場合はほとんど営業不可能ではないかといふような気もしたんですが、専門家の局長も一緒に入られたんですが、どうですか。あなた方専門家が見て、あの山に対する検査上の考え

○政府委員(小岩井康朗君) 上清炭鉱、私も初めて坑内下がりまして、非常に坑内に荒れていて、荒廃しているという感じを受けましたことは事実であります。まあ私が最近の災害を見まして、原因そのものはお互いに因果関係がそう密接にあるとは私自身考えておりませんが、ただ一つまあ共通いたしましたところは、まあいづれも、豊州、上清、大辻は、大体まあ炭量がなくなつてまあ上がり山、閉山に近いといふ点については私は共通しているのではないかと。特に上清のごときは、全然自鉱内に炭がなくて、隣の鉱区に切羽が入つてしまつていて、そういう状態でありまして、それから監督官の指示しております監督書の内容を見ましても、坑道の切り広めをしなればいかぬといふことは、一カ月半から二カ月ごとに行つては監督官がみな同じような指摘をしております。しかし、ただ私どももここで特に誤解をいたさないようにお願いをしたいのは、あの程度の山になりますと、坑道が狭くなつていくところを直しますと、今度は別なところが狭くなるというので、まあ監督官が同じような坑道の切り広めを指示いたしておりますけれども、私どもはおそらく場所が違つて

いるのではないか。あんなふうに先生方参りまして、炭車の中へ全く顔を没しなれば、顔を十分出して下がることのできないくらいな個所が何カ所かございます。坑道全線が非常に荒廃しているという山につきましましては、私はもちろん従来の考え方でもいけませんし、これはまあ保安だけではなかなか解決のできる問題でないという点も十分に承知いたしております。従いまして、閉山まぎわの山、炭量のほとんどなくなつたような山は、今検討しておりますが、やはり合理化の一つの方向として、まあ事業団などで優先的に買い上げてもらう以外にはないではないか。これはもちろん炭鉱経営の原則としましては、もう自分の山の炭量がどのくらいあつて、何年くらい経営すればもうおしまいになるということとは当然わかるわけでありまして、従つて、経営者としてはもう終わりで完全にいくように、まあ社内体制、経営体制を整えるのがこれは常識であります。まあ何と申しますか、とかくまあ中小の炭鉱は、景気のいいときはほとんど人手に使つてしまつて、まあ景気が悪くなると、保安の設備も完全にはできぬという事象が実際に起こつて参ります。起こつてくるからやむを得ないのじゃないかといつて放置するわけには参りませんので、まあ私も終山まぎわの山につきましての処理につきましては、一そり入念に検討を重ねまして、適当な方法を講じなければ、ただ監督官の人数を増して監督をさせましても、やはりまあ悪いところを直せと申しましても、なかなか直すだけの余力がない。また、その坑内もほとんど炭がありませんから、

そいつた山に大きく改善を要求しても実現が困難である、こういうような状態の山を、やはり根本的に何かこれを処理する方向をとらない限りは、非常にまあ実質的にむずかしいのではありませんかという気がいたしますので、閉山まぎわの問題につきましては、慎重にその処理方法をまあ検討中でございます。まあ何かの方法を講じて、保安の改善ができるように、どうしてもできないければまあ買取りを優先的にできるように方途を講じて参りたい、かように考えております。

○小柳勇君 閉山間近の山は今幾つあるのか。それから整備事業団に売りに出ている山今幾つあるのか。もし山の名前を言へば、あといろいろ問題が起ることをするならば、数だけでもよろしいから言つてもらいたいと思つたのですが、私は昨年豊州炭鉱の事故が起つたときに、あの山も売山にされているのではないかと申したところが、局長は知らないような答弁だつたけれども、現地の方はそれを前もって知つてゐるわけですか。そうすると、売りに出ると鉱員の方も、もうあまり長くないのだから保安設備についてはやむを得ないという気にはせぬか、事業主はもう近く半年か一年で終わらなければもう近く炭を出せるだけ出す、そうして危険なところは保安設備をするよりは坑道をつぶすということも考えがちなところから、その数だけでももしできたなら一つこの際委員会でありまして、名前も発表してもらいたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) これは合理化法に基づきまして事業団がいたしておりますので、私の方ではわかつて

おりません。ただ、こういった災害にかんがみまして、事業団にお話をつけまして、現地のいわゆる監督部の方ではできるだけ内密に申し出の炭鉱を知らしてもらうように話し合ひをつけてございます。

○小柳勇君 時間がないので、それはあと二問だけにいたしますが、一つは監督官が監督してこれをどこどこを直さないと言つて注意して、それをやらない場合は、これは明らかにしろうとが考えても事業主の責任だ。それから監督官が不注意にしてこれを発見できなかった、そして不測の事故が起つた場合については監督官も責任は若干免れないと思ふ。まあ事業主の責任はありまじやう。それから事業主も不可抗力である、それから監督官も発見できなかったといふやうな不可抗力の場合と三段階の事故があると思ひますが、その場合の遺族の補償の程度というものが、労災も含んで遺族補償の程度という問題がどういふふうに変つてくるのか。私どもは遺族補償の問題については、今までも過去の例も十分調査しておりますので、御説明願ひたい。

○政府委員(小岩井康朗君) 今お尋ねの原因のいかんによつて遺族補償が変わるか変わらないのかといふやうな御質問のようであります。もちろん労災の補償につきましては、基準局がおいでになります。労働省の方で全責任を持つてやつておられるわけでありまして、もちろんその大きい災害につきましては、重大な過失が経営者側にある場合には、もちろん経営者自身が出すことになっておりますので、労働省の方と十二分な連絡をとつて最後の

処置をいたしておりますが、もちろんこまかい、非常に数多くの災害がたくさん起つておりますので、こまかい災害につきましては、一々御照会を受けるということもございませぬので、労働省の方で現地の機関が単独に判定をして処置をつけているわけでございます。

○政府委員(大島晴君) 労災保険の遺族補償の問題につきましては、御承知の通り、支給制限の規定がございまして、使用者の故意、過失によります場合は、支給制限が行なわれる。その使用者の故意または過失、その責任の問題についてはおおむね今回のような事件につきましては、鉱山保安監督部の原因の究明を待ちまして措置をいたすことになっております。

○小柳勇君 それから最後は、豊州炭鉱の問題ですが、昨日調査団の報告をいただきました。それで結論はもう死体の搬出は不可能であるという結論が出てゐるようでありまして、その場合の一つの質問は、遺族の方はこれで御納得がいったのかどうか。それから二つ目の質問は、この調査団、山田先生は知つておられますが、その他小岩井さんのはかの方の現在の職歴をお知らせ願ひたい。

○政府委員(小岩井康朗君) 調査団は、団長は九大の山田総長でございます。それから東京から参りました伊木と申します方は東大の教授でございます。そして、石炭関係の責任者、責任教授、こういったところでございます。それから現地の兼重という名前が出ておりますが、この方は熊大の教授でありまして、現地の石炭関係ではいろいろな問題に関係を持つて、九州の石炭

問題の解決には最も適当な方ではないかと、かように考えたわけでありまして、それから兎山という方が団員に載つておりますが、兎山さんは元大正鉱業におりました重役でありまして、大正鉱業はまたまた豊州と同じように隣鉱区の中小の小さい山が、これも豪雨で坑口から水が入りまして旧坑を通つて隣の大正鉱業に全く同じように一挙にして坑内水没をさせてしまつたという経験を持つておりますので、非常に適任ではないか。それからなお、筑豊の排水組合、これもいろいろ鉱区がたぐさんございまして坑内を貫通しておりますので、共同して排水をやらなければならぬといふことで、共同の排水組合ができております。組合にも責任者として関係してあります。組合にもありますので、こういった問題には最適任者ではあるまいかという観点から兎山という方を選んだのであります。あとは私と現地の部長であります。大体団員のポスト内容につきましては以上の通りであります。

○小柳勇君 遺族代表の意見を……

○政府委員(小岩井康朗君) 調査団が現地に参りましたときに遺族の代表から申し出がございまして、団長にはこゝろいふに語つております。自分たちは調査団が全く公平に調査をして下さるものならば、自分たちとしては遺体の全員を収容してもらいたい、そういうことを強く希望するけれども、もし調査団がどんな結論が出ようとも、自分たちの考えておる反対の結論がもし出ても、調査団がほんとうに公平に判断して下さるならば、私もあえて調査団の結論には異議を申しませんと、こゝろいふ遺族代表のごあいさつが

現地であつたわけでありませう。従つて、今調査団の結論を通産省が得ました、そして今その調査団の結論は悲観的な結論でありますので、通産省としまして調査団の意向を尊重せざるを得ないという感じにまゐつておられますけれども、そういう点に關連するいろいろな付随の問題がございますので、大臣としましてはそういった見通しを一応つけてから最後の断定を下したいということ、今それぞれの關係のところに当たつておりますので、近いうちに調査団の結論によりまして通産省最後の処置、方法というものは明らかになるのではないかと、かように考へております。

○小柳勇君 質問は終わりますが、あと私のお願ひと意見ですが、先般私も現地調査団がいろいろ打ち合わせた結果、保安監督官の定員不足あるいは単独派遣はこれは禁止した方がよろからう、それから保安監督官の待遇をよくするといふようなこと、こういう監督行政の強化についてこの際具体的に、抽象的にでなくて、具体的に対策を立ててもらわなければ、国会で幾ら局長にわれわれが責任追及したりしてもしょうがないだらうといふことになるから、この点については予算委員会でも御答弁になつたようでありませうが、早急に対策を具体的に対策を立ててもらいたい。

それからあと山の方でありますけれども、非常警報の取りつけ、それから避難訓練、それから石炭合理化臨時措置法の廃止など具体的な問題を検討しておる、われわれも検討いたしております。早急に対策を立ててもらいたいと思ひます。それは福岡にはたくさん大辻や上清に似た炭鉱がありま

す。保安の程度においても、あるいは埋蔵量においても非常に似た山がたくさんありますので、四たびそういう山で災害が起らないとは断言できませんので、早急にこういう対策を立ててもらいたい。

それから最後は、現在の大辻それから上清——豊州については水を入れればそれで終わるでありませうが、あとの二つの山については今後の措置を特に注意いたしておられます。炭鉱労働者もそうでありませうが、家族も附近の人々もみな注意いたしておられます。炭鉱の措置がなされるか、それから大辻炭礦についてはどういふ措置がなされるか、監督行政の上から非常に注意しておられますから、この措置についても適正にしておきたい。

先般の新聞紙上で通産大臣は、事故の発生した責任について閉山することはないといふようなことを発表しておられる。また、小岩井局長は、上清炭鉱の調査の場合、飛行場で、もし事業主に責任があるとするならば閉山することもあり得るといふ発言をしておられる。こういうことであれば人を殺しておいて事業主に責任があるといふ場合に、それでもなお閉山はしないのか、あるいは鉱業権を取り上げるといふような局長の意見などがありませう、私どもとしても個人の意見は持つておりますが、根本的に考へてもらつて、危険な山はこの際鉱業権を取り上げるといふような立場で検討していただきたいと思います。大臣のような発言だけでは今後保安も十分確保されぬと思ひますので、この点も一つ通産省全

体の問題として御検討願ひたいと思ひます。

いろいろ小さい問題がまだたくさんございませうが、まだ事故の調査の途中でありますので、早急に原因を調査していただきたいと思います。その原因がわかりましたならば、直ちにその事故が四たび発生しないように措置をお願い申し上げる次第であります。

以上で私の質問を終わります。

○政府委員(小岩井康朗君) 了承しました。

ただいまの中で、私ちょっと気になりますのは、上清の場合に経営者側に悪いところがあればやめさせるというやうな今お話がちょっとございませうが、私はそれは申したあはれはないのであります。今後炭鉱で全般的に私どもの指摘する点が実施できない、どうしても実施してもらえないやうな重大な事態の場合には、操業の停止あるいは場合によつては鉱業権の取り消しをいたします。これははっきり申し上げておきます。上清の場合もどうなりませうか、これは厳重に処置はつける所存でございます。ただ、経営者側に事故の責任があればとめるといふことは、現在実情がまだ判明しておりませんから、そういうことは私は語つたこともございませうし、新聞にでも出ておれば誤りではないかと思ひます。

○藤田藤太郎君 保安局長はNHKの十六日の午後十時十分から三十分までの炭鉱災害についての放送をお聞きになりましたか。

○政府委員(小岩井康朗君) 私、忙しくて全然自分の出ているものをまだ聞いておりません。

○藤田藤太郎君 保安局ではこの事態をとらえていますか。

○政府委員(小岩井康朗君) 事態と申しますか、別にテレビその他のものをとらえておるといふことはございませう。

○藤田藤太郎君 保安局長は、坑内保安について監督するに何の障害もない状態で監督行政をやつておる、こうおっしゃつた。この二十分間のラジオ放送を私は聞きました。どういふことが言われておるか、現地の山のおのの各層の人が、私はもう一べん聞いてもらいたいと思ひます。たとえば記者がマイクを向ける、そうすると、炭鉱に働いている御主人が実はと言ひ出すと、奥さんがうしろからあなたは何を言ふのですかと云つてとめる、こういう事態であります。それからその労働組合ですら炭鉱の保安の問題について口を開こうとしない、監督官、監督署といふのを条件に置いて各層の方が意見を言つておる。私たちが想像しておつたと同じやうなことが現地の録音に入つてきておる、この二十分間の録音に何の支障もないやうにやつておるとおっしゃつても、現地の山や大辻炭礦の災害が起きてからの現地の人の事故の、こういうものの状態なり、私は全国の人が炭鉱の災害といふものはどういふものだ、あの放送を聞いてどういふものだといふことを、監督行政といふものはどういふものだといふことを考へておられると思ひます。私も前から中小炭鉱の保安行政について災害について非常に心配してました。監督局長は正常に監督していると今までいつ

でもそうおっしゃるけれども、事實はそんな甘いものではない、きのうも予算委員会でも阿部君が質問しておりました、千人の従業員を七百人減らして三百人でも、炭鉱は、石炭は同じやうに、炭は掘つておる、炭を掘る人は減らさないと言ひが、それでは七百人といふのはどこを減らした、保安とか、そういうところの手当てをする人を全部減らして、これが石炭の合理化だ、中小炭鉱の合理化だ、どういふことをあなたも聞いておられると思ひます。この事態が、山で働いておる方々のほんとうの事故のなまの声だといふことを知つておられるか、一日終つたならば、きょうも災害がなかつたといふやうな感じのなまの音が非常にあつたにほびたりあつたり各層から出ておる。私は、鉱山保安局として、は、そういう事態を、あなた方がお行かになつても、そういうことはなかなか言わないでしやう。しかし、そういう事態が全国に放送されているといふ現実をあなたはよく認識されて、保安の問題と取り組んでおられると思ひます。あの放送が間違ひなら間違ひである、山の労働関係はそんなものではないとおっしゃればそれまでであります。それなら今後事故が起きないやうにしてもらいたいといふことを私は言わざるを得ないと思ひます。

だから、そういう点について、鉱山保安局は無関心であつてはいかないと思ひます。で、事態はどうかといふことをよくとらえていただきたい。私はそう言いたい。だから、あの録音は正確に言へば夜の十時過ぎでございまして、それから、正確にその一言々々をここにプリントを持っておりませんが、私の印象

に残っている印象はそういう印象です。でNHKにお尋ねしましたところが、あれは九州でやったそうです。今こつちにはないそうですから困っているのですが、鉱山保安監督行政の立場から、むしろそういうものがあればそういうものを作ってきて、これはどこでどういう工合なまの声だということをお調べになって、その実態を追究するくらい熱意があつてしかるべきだと私は思う。私は残念で仕方がない。ここで表面的なお話を聞いておつてもほんとうに残念で仕方がない。そのところをどうお感じになりますか。で、お聞きになりましたかと——鉱山保安局はそういうような放送があつたことを御存じですか、さつき聞いたのです。そこで私は、今ここでお聞きになっておられないならここでどういふ私は言いません。しかし、よく調べていたがたい、よく調べていたがたい、なまの音が、働いている人や町の人のなまの音がこりこりものだということをよくお調べになって、そういう監路がどこにあるかということ、私は具体的に対策を立ててもらいたい。それでなければ、この鉱山の事故というものは、私はなかなかあの話を聞いていたら、これは大へんなことだという印象を私も持しました。あれを聞いた人はみな持ったと私は思います。きよりは意見だけにしておきます。

○政府委員(小岩井康朗君) 現地のなまの声につきましては、新聞は入念に東京の新聞、現地の新聞を送らしておきまして、スクラップにしてあとで入念に見ております。新聞は入念に見るよりに努めておりますが、ラジオ、テ

レビはいかんせん私どもでもできるだけ聞きたいと思つておきますけれども、ほとんど現在のところ聞くひまがございまして、唯一の報道は新聞のスクラップによつて入念に見るといふ程度に終わつております。今お話のテレビの点も、私も各所で、いろいろな所に参りますので、一々承つておりますけれども、向こうで逆に怒られましてけんかになるようなこともたびたびございまして、自分でも興奮しておるようなときもございまして、十二分に自分の言つた筋はわかつておりますが、一つ一つの言葉については十分にわかつておりませんので、御指摘の点でできるだけ調べていきたいと存じます。

○藤田藤太郎君 私、そんなことを言つてはいいや。私の言つたことを入念に云々というのを言つておるのじゃない。災害の放送があるといふのはその日の新聞に全部出ております。何時から何時までは災害のこりこり問題があるとか何があるとかプランが出ておりますから、みんなラジオ、テレビを見る必要はない、そこだけ見れば、鉱山保安局で聞きにいったり、ごらんになったりすれば、私はやれることですから、非常に簡単なことだと思ひます。そういう熱意を私は言つておる。あなたがもしやつたことをどうやとかやとか、今ここでそういうことを言つておるのではない。こりこり実態を把握されておられますか、こりこり実態がほんとうなのかどうかというところを、どう対策を講じていくかということが問題なんです。あなたのおつちやつたことをここで、その実態が出てこなければ、この実態はど

うかといふことは、私はきょうは言いませんと言つておるのだ、だからそういう熱意を私は聞いておる。仰せのよりに、できるだけ私どももそういう点に注意して見るようにいたします。

○政府委員(小岩井康朗君) 仰せのよう

○小柳勇君 この問題の取り扱い方ですが、私も、もちろん現地からい

せんが、ほかの仕事もございまして、なかなかそれとできないのですが、通産省には現地の出先機関がありますから、しよつちゅう報告が来ると思ひます。だから、豊州炭鉱について、こ

ういふ撤出作業を一時中止して、調査団が出ておる、こりこりやうなこと

も、こちらから質問して初めてこれが明らかになつた。あと、上清炭鉱の事故の調査についても近いうちに出てき

ましようが、こちらから質問しないとなかなか報告もないよりに考える。従つて、こりこり社会労働委員会で大

な問題になつたやうなものは、お忙がしいので大へんだと思ひますが、簡

単な報告くらいは、毎週二回ずつ社

労やつておられますから、プリントに

して報告していただくことができない

ものであるか、一つ保安局長にお聞き

しておきたいと思ひます。

御報告申し上げたい、かように考えております。

○理事(高野一夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(高野一夫君) 速記をつけて。

本件に対する本日の質疑は、この程

度にしたしたいと思います、御異議

ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(高野一夫君) 御異議ないと認

めます。

○理事(高野一夫君) この際、委員の

異動を報告申し上げます。三月二十三

日付をもつて阿部竹松君が辞任せられ

まして、久保等君が補欠選任せられま

した。

午後休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

午後一時五十七分開会

○理事(高野一夫君) それでは午前中

に引き続き、ただいまから委員会を再

会いたします。

○政府委員(富樫一君) ここに書いてありますのは、総理府統計局の調査に基づき全数でございまして、百四十五万と申しますのは表記されておりますように、製造業については一人から九十九人まで、サービス業、商業的企業については二十九人までの全数でございまして。

○藤田藤太郎君 ここに中小企業の商

工会議所から出している資料を見ますと、一人から四人の事業所が二百七十

三万九千七百七十、五人から九人が四

万九千三百八十三、十人から十九人

が十九万九千二百六十五、二十人から

二十九人までが六万六千六百六十でござ

います。この三十人限度にしまして、そ

の数だけ合せてみますと九〇何%、

九五%以上あるのじゃないかと私は思

います。総計三百五十三万五千四百五

事業所のうち、私が今申し上げました

ものを総計しますと、三百万をはるかに

になる。だから、いかにその中小企業、零細事業所の中に、そういうところから企業が集中し、その中の労働者の数からいっても、いかにそのところから労働者が集中しているかというの、私は明らかだと思ふのです。そういう意味からいって、この前の質疑をいたしまして、二度繰り返そうとは思わないわけですが、どうもやはりそういうところに保護の手を与えるというのが、この法律の中心なので、だからいろいろ聞いてみますと、中小企業退職金法案の審議会の答申から始まったというお話になるように思います。しかし、私はまあ審議会の意見を尊重しておやりになったというところは、民主的な一つの方法でございまして、こういふ実態なんだというのを審議会の中にお話しになったのかどうか、そこらの経過をお尋ねしたいと思ふのです。

○政府委員(富樫一君) こう申しますと前回は、前回は申し上げましたように、審議の過程におきまして三百人と、それからこの答申にもございしますように、二三百人の企業が膨張して三百人になるまでは、同じような扱いをせよというふうな答申も出ておりますように、三百人というところが相当強く出たようでございますが、結果として、統計的に見まして、二百人がいいところというふうに落ちついたら聞いております。なお、先生の御質問の御趣旨が、当局と審議会との実質的な接点というところについてのお尋ねでございますが、要すれば、当時、私おりませんでしたので、主管課長から説明してもよろしくございします。私の聞いていたところでは、そういうところでございします。

○藤田藤太郎君 主管課長から……。○説明員(坂本一衛君) ただいま局長が申し上げましたように、最初の意見が申し上げたかどうかというところで、論議が審議会の中で行なわれたわけでございます。それに對しまして、三百人まで引き上げることにしまして、三百人あまりに大きく過ぎるのだというふうなことから、次いで問題となりまして、それが、それは企業の中で自前で退職金制度を持っているのはどのくらいあるのだというところが問題になりました。それで結局その数字をいろいろと私どもの方で材料を提供いたしまして、結局百人から二百人未満のところにつきましては、四七〇程度しか自前の退職金制度を持っていないというふうな統計の数字が出たわけでございます。そういう点からいまして、過半数は退職金制度を自前で、企業内で持っていないというところであれば、二百人というのが適当な線であらうと、こういうふうな結論になつて参つたわけでございます。

○藤田藤太郎君 続いてお尋ねしますけれども、まあ外国の中小企業の実態と日本の実態というふうな問題について、御研究なされたかどうかですね。この法律の精神に照らして御研究なされたかどうかというのを私はお聞きしたいわけですね。ここに日本とアメリカと西ドイツの規模と従業員数の例がございします。参考までに申し上げてみますと、一人から四十九人までの日本の事業所数を言いますと、九六・二%で

あります。アメリカは八八・四%でございします。それから西ドイツは七七・二%でございします。数はそうあります。しかし、今度は従業員数で参りますと、日本はその一人から四十九人までの従業員数は、四八・二%でございします。アメリカは二三・八%、それから西ドイツは二三・四%でございします。ですから、こういう形が私は出てきて、いかに日本が中小企業として、零細企業としての規模、その中に労働者がいかに集中しているかというところ、私はお考えになられるのではないかと、こう思うわけでありまして、だから、そういう点では、それが五十人から九十九人まで、それが従業員数は、一〇%ふえます。それから事業所数は、二・二%しかふえないわけですが、そういう実態の中でこのように、退職金に、だから国の施策としてむしろ社会保険的な施策として五〇%の段階をきめて保護をして上げようじゃないかというの、これは経済の政策から見て、私は当然だと思ふ。い切らなくとも、よい施策だと思ふ。見るわけですね。ところが、何かこれを見ると、その中小企業のところ、その上のところのあたりが便乗をしております。工業の中にはいろいろあります。

○藤田藤太郎君 続いてお尋ねしますけれども、まあ外国の中小企業の実態と日本の実態というふうな問題について、御研究なされたかどうかですね。この法律の精神に照らして御研究なされたかどうかというのを私はお聞きしたいわけですね。ここに日本とアメリカと西ドイツの規模と従業員数の例がございします。参考までに申し上げてみますと、一人から四十九人までの日本の事業所数を言いますと、九六・二%で

円から八十万円ぐらいの投資によって一つの場ができるというところから、その内容についても私はいふ通りと思ひます。ただ一律にカバリーをするところ、その産業別の相違のところで実際に困つていっているところ、それがどこなんだという追及があつて私はしるべきだと思ふ。もう一つは、商業行為の五十人なんといふと、それは相当な大きな事業です。卸、問屋というふうなところになりまして、五十人も使つておられるというふうな規模は、そこに働いておられる労働者の数は、それより小さい。数の上では小さくならぬけれども、営業や経済面の規模なんかから言つて、大企業に匹敵する事業をやつておられるところ、それが多いのじゃないかと私は思ふのです。そういうところからいふ法律によつて、そこあたりまで国の補助金をつけていくというのでありますけれども、むしろもっと下の方につけてやるといふのが私はやっぱり本筋ではないか。私たちがはまじめに労働行政や困つておられる労働者のことを思ふと、その考え方が浮かんできてくるわけがあります。この前のときからこの問題は論議しておりますから、労働省の方でもそういう点について御理解をいたしておられると思ふのですが、問題は、この法律を施行した後の処置をどうするかという問題にないで、この法律は、この法律案は、はいよろしいとは思ふ。おに言えないのが私は現実ではなからうか、こう思つておられるのです。だから、そういう点についてこの法律の運営上の問題をどうしていかれるか、お聞きしたいと思つておられます。

○政府委員(柴田栄君) ただいまの御指摘の点は、現状からいたしまして、ことにこのご指摘の御指摘とも存じます。し、しばしば御指摘をいたします通り、日本の中小企業の実状と、最も困難ないわゆる二重構造解消という面からいいますと、あるいはこれを引き上げて従業員諸君の処遇を改善して参るという点からいいますと、まあ二百人の製造工場であるとか、五十人のサービス業、商業部面等というものは、考え方がよりましでは、確かにそれは重点で考えるべき分野ではないというところも考えられるわけでございます。ただ、審議会におきまして御議論をしまして、本来ならば当然自己共済を考へていただく筋の分野において現状——たとえば製造工場二百人未満の規模において四七〇程度しか自己共済の制度がないんだ、こういうものをいふこともならないと、加えるのは加えるが、極力指導をいたしましては自己共済の方向を早く確立していただく、順次自己共済に切りかえていただくという指導をいたしたくないか、重点はあくまでも百人以下と申します。重点はあくまでも百人以下と申します。未だあつたところを中心として強化を指導して参るといふ方向に実は労働省といたしまして重点を置くつもりでございます。本改正が認められまして、たまたまおきまして、その重点はあくまでもその点を中心といたしまして行政指導を強化するといふつもりでございます。その点一つ御了承をいたしたい、こう思つておられます。

○藤田藤太郎君 そこでお聞きしたいのですが、中小企業と大企業との賃金

格差の問題でございす。私、的確な統計をきよは持つてきていないのですが、日本はたしか大企業を一〇〇としたら中小企業は三〇幾つの数字で、外国を見ると、中小企業でも大企業を一〇〇にして八〇から八五という賃金の状態にある、そういう統計が出ております。その的確な資料をお持ちでしたら私はお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(富樫一君) 今手元にございせんが、私どもの大ざっぱな記憶から申しまして、先生のおっしゃいましたように、アメリカ、イギリス、西独等におきましては大企業と小企業との賃金格差は一〇〇に対して八〇、日本におきましては大企業を一〇〇にして中企業が七〇、それから小企業が五〇から六〇、それに対してさらに実質的な福利厚生その他いろいろたような退職金等を加えて腰だめで想定いたしますならば、大企業一〇〇に対して小企業は三分の一程度であらう、これはさう間違ひのない常識であると考えております。

○藤田藤太郎君 ですから、この運営の問題については、今次官からさういふところに重点をやってゆくといふことをおっしゃいました。だから、それに従ひて、やはり将来これを実効を上げるためには、私は残念ながら段階をつけないきやならぬように来ていふるんじやないか。五十人から二百人といふようなところまでふやして、これも五〇と一〇〇の一律方式で補助をきけるものなら、ただ素手で、それだけをもつて中小企業、零細企業に力を入れるといふことはなかなか、百四十万の中で、この資料を見てみまして

も、実際問題として加入している数といふのは少のうございす。ですから、それにはやはり何か特別な恩典の手を加えなければ無理だと思ひますが、さういふ点についてどういふ工合にお考えでございすか。その点からいって予算の幅の問題はどうなつてゆくか。たとえば本年度どれくらいふえるとして、どれくらいの予算を組まれているか、それから来年度はどういふ構想をお持ちなのか。こういう論議があつたんですから、この上に立つて、たとえは下の方をもう少しとふやして、上のやつをとるわけにはいかないから、この法律をきめてしまえば、だからふやして特別な指導をするとか、さういふ構想を今お持ちでしたら、お聞かせいただいておきたいと思ひます。

○政府委員(富樫一君) これは衆議院でもいろいろ御質問を受けたのでございす。率直に申しまして、国庫の補助金を適用対象企業に対して規模別に差をつけるという事は、今までわれわれの方の内輪におきまして論議に実になつておりませんので、さういふ試算をいたしたことはございませう。衆議院の質問の過程におきまして、今後われわれの重大な宿題として検討するといふことに申し上げておたうな次第でございす。

○藤田藤太郎君 さうすると、その問題については、将来の問題についてはまだ今のところ考えていないといふことですが、一つこの問題について十分に検討をして、よりよいものにする努力をしていただけるかどうか、それを一つ次官から承つておきたいと思ひます。

○政府委員(柴田栄君) 御指摘の点は、当然運営の経過に依りまして検討すべき問題だと思ひます。先刻も申し上げました通り、中心をあくまでごく中小零細の面に置かなければならぬという原則からいたしますと、何らかの方法で中心点に政策が及ぶような配慮をいたさなければならぬといふふうには考えますが、現在まだきわめて初歩と申します。着手の段階でございすので、その問題等も含めて、妥協なこの制度の運営についてしばらく時間をおかしただいて検討させていただきますと思ひます。あくまでも御趣旨につきましては十分了解をいたしておりますので、直ちに検討に入らしていただきたいと思つております。

○藤田藤太郎君 そこで一、二事務的なことをお聞きしたいんですが、たとえばこの金を労働金庫に委託するかしつかないかといふのは、今までに非常に問題になつていまして、これはどうされますか、委託されますか。

○政府委員(富樫一君) これは委託と申しますよりも、この制度の運用面におきまして、中小企業者がこの制度に加入して掛金を掛け、それから脱退した場合に従業員に退職金を支払ひ、さういふ業務の委託を一般の銀行や信用金庫にしているのに、労働金庫になぜ委託しないかと、こゝういふ問題と私も理解しております。この点につきまして過去の経過を調べてみますと、この点につきまして退職金共済審議会に諮問になつておりました、それが一昨年の暮れから昨年にかけまして小委員会の議を経まして答申を受けておるのでありますが、その結論と申します

と、一口に申しますと、労働金庫はまた中小企業の事業主とさうなじみがない、どうかすると、率直に申しまして、事業主から見ても何かが労働金庫といふのは他人みたいなものだ、こゝういふ感觸が強いので、しいて法施行早々にこの金庫に業務を委託するのは氣持としていかかかと、こゝういふような答申でございす。しかしながら、われわれといたしましては、労働金庫も大蔵省と共管のもとにちゃんと監督もし、きつちりとした金融機関でございすので、事務的にこゝういふ業務を委託するに欠くるところはないといふふうに考えております。で、衆議院でも同じような話がございしましたので、適当な機会に、退職金審議会の答申がこゝしばらく模様を見ようといふこととございしましたので、今後適当な機会に再諮問をいたしまして、労働金庫がこの業務委託銀行の一つとなり得るやうな建前で努力、善処をいたしたい、こゝういふふうに考えております。

○藤田藤太郎君 さうすると、労働金庫もこの委託の中に加えるか、こゝういふことに了解していいですか。

○政府委員(富樫一君) 手続といたしましては、法律上本法の運営につきましては、退職金審議会の議を経るといふ建前になつておりますので、私どもとしては、その氣持を持ちまして審議会に諮問し、さういふ答申を得たといふ期待を持って、努力したいと思つております。

○藤田藤太郎君 この問題を審議会にかけて、そして審議会の答申によつてその問題を考えるといふことですか。

○政府委員(富樫一君) さうでございす。

○藤田藤太郎君 そんな問題といふことになるといふと、この前のそれじゃあ委託する銀行といふような問題の金融機関については、審議会が一つずつ詳しく答申をしたんですか。

○政府委員(富樫一君) 三和銀行とか三菱銀行といふことでなく、都市銀行とか市中銀行と、従つて、その一分類として労働金庫と、こゝういふことでできるだけ民主的に、本法の施行については審議会の議を経るということになつておりますので、さういふ諮問のいたし方をしておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 いや、私の尋ねておるのは、今の委託された銀行のときには、銀行のクラスや名前をあげて審議会から答申があつたから、それを委託の銀行と指名したといふことですかどうかといふことです。具体的に名前をあげて……

○政府委員(富樫一君) 三菱とか三井といふことでなく、市中銀行、都市銀行、信用金庫、労働金庫と、こゝういふ分類別に諮問をいたしまして、そのうち労働金庫につきましては、こゝういふ分模様を見る必要があるといふ特別の審議を経、さういふ答申を受けたわけです。

○藤田藤太郎君 さうすると、なんですか、あなたの方からさういふサゼスチョンを与えてさういふものにきめた、こゝういふことですか。審議会が自主的にさういふクラスで答申したので、さうでございすか。

○政府委員(富樫一君) こちらは一般的に金融機関の常識として分かれております都市銀行、市中銀行、信用金庫、労働金庫、こゝういふことで諮問

したと思ひますが、労働金庫はだめだという語調はしてないと思ひますが、なお、当時一番具体的に知っております主管課長から、なんでしたら御答弁申し上げます。

○説明員(坂本一衛君) お答え申し上げます。一般的に事業団の発足いたしました際に、この掛金取納あるいは退職金支給というのがその事業団の運営の一番当初におきますところの大きな問題になったわけでございます。それで、それをどうするかということにつきましては、審議会の皆さん方も非常な関心をお持ちでございました。そこで、私もとしまして、ただいま局長の申し上げましたように、できるだけ審議会にお諮りしてというところで、その問題を皆さん方にお諮りいたしましたわけでございます。ただその際、つけ加えておきたい点でございます、中小企業に對するところの業務でございますから、できるだけ中小企業の金融機関を入れてほしいという要望はかなりあったわけでございます。そういうようなまあ経過を経まして、私どもといたしましては、審議会の方へ取り扱ひの金融機関をいかにすべきか一つ御意見を伺いたいということで諮問いたしました。その結果といたしまして、普通都市銀行、地方銀行、信託銀行、それから相互銀行、信用金庫、信用協同組合というようなものについて順次御意見を拝聴いたしたわけでございます。その中で、労働金庫につきましては、中で異議が提出されまして、労働金庫の問題につきましては特別に皆さん方の間で意見が合いませんので、その小委員会を設けまして、その小委員会でも御検討願つて、そ

うしてただいま局長が申し上げたような結論に相なつた次第であります。

○理事(高野一夫君) 速記をとめて。

○速記中止

○理事(高野一夫君) 速記始めて。

○藤田藤太郎君 内容は、今の点、一応経過はわかりました。だから大臣にお尋ねしたいと思ふ。

で、労働金庫というのは、労働者の福祉、零細金融ということで、むしろ労働者が指導された金庫で、それが何と言おうと、自信をもつて金融機関として他に推薦をされ、また、保護していかねばならぬ労働金庫は金融機関だと思ふ。その労働省がやりになる中小企業退職金その委託です、委託業務を労働金庫だけでは、まあ結果的にはそういうことになっていくので、それはむしろ労働省としての宣伝——PRですか、まあ皆さんに理解してもらふというより努力が足らなかつたのじゃないか、私はそう思ふ。だから経過的には審議会の答申をもう一度経て、できるだけ加えるように努力をしたいとおつちやうしている、今までの経過からはわかりません。その経過はわかりましたけれども、私は経過はわかりましたけれども、あまりにも熱意がないのじゃないか。悪いところがあつたら、労働省の主として監督下にあるのだから、悪いところがあれば直せばいいのであつて、そうしてやっぱり労働省が唯一にこういう方法をおやりになるのに、なぜそれに加えないか、私はそういう熱意の点とそれから……、まあそれだけ一つ労働大臣からお聞きしておきたいと思ふのです。

○国務大臣(石田博英君) 藤田委員御承知のように、審議会の議を経なければならぬのでありますが、しかし、私は御質問の御趣意が生ずるよう努力をいたしまして、そしてできる限り早く審議会の御同意を得られるようにいたしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 大臣がお見えにならなかつたので、労働局長といういろいろ私に議論をしたのです、この法案について。その第一点としては、私はこの統計を見ても、労働省の出されている統計書類と一般の中小企業全体の書類とを比べると食い違ひがあります。だから、それは先ほど指摘したから繰り返しませんけれども、しかし、大臣も雇用問題なんかでいろいろ私と少し議論をして、みましてよく御存じだと思ふのです、たとへば工業行為の二百人です、ね、というより企業は今投資と就労の關係を見てみても、化学工場なら三十億からの投資をしなければ二百人の就労の場が作れないというふうな面もある。機械工業のようにその百分の一くらいのところもありました。だから、私は主としてこの問題を取り扱うのには産業別な配慮というものは、どうしても二百に上げたいというなら、そういう配慮が必要ではなかつたか。それからまた、商業行為の点を見ても、私も、その雇用の規模は小さいけれども、三十から五十人というふうなところなら卸業とか、そういうその中間商業行為のところならむしろ大企業だと私は思ふ。この法の出た趣旨というものは、中小零細企業の労働者に退職金がないから、何とか退職金の方法を作つて、それを国が幾らかめんどろを見てやつて上げなければいかぬ

という趣旨で出たのです。私たちが、この法案を作るときには、三十人の百人は多いのじゃないか。もつと困つてゐるのは二十人から十人くらいの人、企業が中心ではないのかということ、強く主張いたしましたけれども、こゝろまで。そしてまあ今度五十人の二百人にされた経過を見ると、この審議会の経過を聞いておられると、さういふことについて私はどうも申し上げません。そういうルールを確立していただくことは非常に審議会の討議に非常に実態というものを、今のこの中小企業退職金法案の法の根本的な趣旨、それから具体的な中小零細企業の置かれてゐる位置、たとへば賃金の面から見ても、一〇〇に對して三〇〇というより、一人から四人くらいのところは大企業一〇〇に對して三〇〇から三三〇、三という賃金水準にある。そういうものを見計らつてみてこの法の精神が生ずるようには私はいふ意味から言つて、まじめにこれを考へてみると、どうしても私は了解できないというところを労働局長を中心に議論をしてきたところでありました。だから、私はそこらのお考え方を労働大臣から承つておきたい。法の精神はどうかを承つておきたい、そういう点を一つ承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 法の精神は、今藤田さんのおっしゃつた通りであります。今度範囲を三十人から五十人、百人から二百人に拡大いたしました。これは法の精神から申しますと、要するに、われわれが重点を置くべき

零細企業の人々に対して水増しと申しますか、何と申しますか、まあ薄められるのではないかと懸念が生じてくることもよくわかります。ただ、実際問題といたしまして三十人から五十人、百人から二百人までの間の事業所においてまだ退職金の制度が確立されていなくて、それが見られますので、それらのものも加入させることができないようにする必要を感じたので、元來退職金制度というものは経営者の責任に属するのであります。従つて、この法律自身がやはり経過的、限時的な性格を持つべき法律だと思ひます。思ひますが、零細企業の場合は、理論的にさうであつて、実際問題としてまだこれはかなり時間を要することであり、さういふ意味において結局恒久的な機関となるわけであり、けれども、しかし、この企業の規模が大きくなればなるに従つて、その経過的性格というものが大になつていくべきものだと思ひます。従つて、三十人から五十人、百人から二百人までの企業は私はそれこそ行政指導によりまして、一日も早く自分の責任においてその制度を持つようになつていかなければならぬのであります。この階層についてはあくまでやはり経過的な性格をより以上強めて運営していきたいと思ひます。それから同時に、現在百人以下という制限の中にありまして、三十人未満のところは約八〇%を占めておられるわけであり、これを拡大されましても実質上この割合は減らないだらうと思ひますし、減らないように私どもは行政指導も、運営をして参りたいと思つておる次第でございます。

す。御趣旨が生きていくように実際の運営を通じて努力をいたしたいと存する次第であります。

○藤田藤太郎君 大臣の気持はわかりました。この労働大臣のあげられた数字でも三十から五十人、百人から二百人の間の事業所という一万六千幾らです、四百五十二ですか、その関係のところは四〇〇退職金を持つています。それから退職金制度というのは今の租税特別措置法で免税措置を講じている。本来退職金という制度が永劫末代日本にいいのかわかりませんが、年金によって生活していくのはどうかという議論もあるところでごさいますけれども、現実の問題としては、私は退職金の積み立てについてはそういう処置が講じられていて、けっこうやれるようなところがある、むしろやらないという現実ではなからうかと私たちはそう思っております。今の一般的な慣例からいってはそのうちではなからうかと、こう思う。だから問題はやはりその二十人から十人というところを今のような方式であげていきますと、どうしても、何も条件を持たずに行政指導を二十人から十人というところを中心を置いてやると言われている、その上と同じ条件のもとでおやりになるのはなかなか私はやはりそう期待するほど進まないのじゃないかと、だから計画的に、先ほどお尋ねしたのが、どうしてももう少し下の零細企業のところには退職金制度なんかあるはずはないのですから、ほとんど、だから、そういうところが実際に退職金制度を作るためには今年、これから先どうしていくか、来年度をどういう要するに財政的な裏づけをやってやっていくかという問題に

まで一つの構想を持っておやりいたさないとい、せっかくの法の精神が生きていないのじゃないかと私はそれを強く思っているわけですから、だからそういう点の決意を大臣から聞いておきたい。

○国務大臣(石田博英君) これはもう先ほど申しました通り、当然経営者が自主的に退職金制度というものは作るべきものでありますから、それを作らせるように行政指導を積極的に行うて参らなければならぬわけでありまして、従って、まず第一に、そこに重点を置きまして、そうしてこの法律、制度をそういう大きなところが利用することがなくて済むようにまずしていきなさい。それから行政上の運営にあたっては、これはやはり規模の拡大に伴いまして私どもは一般会計からの支出も増大して参りまして、そうしてそれによって零細企業の恩恵が薄められないように格段の努力をいたして参りたいと思つておる次第であります。

○藤田藤太郎君 そこで、労働金庫の問題については、先ほどの質問と御意見、労働大臣のお気持ちを言われましたから一応これは了解いたしました。次に退職金の十四条の問題なんです。自己の責めに帰する、また、自己の都合によるものでないというところを書いておるわけですから、これはやっぱり自己の都合という格好できめつけるといふところに少し問題があるんじゃないか、一般的に、一般的にただ自己の都合、責め云々といふことだけで少し問題があるんじゃないかと私は思ふのです。○政府委員(富樫総一君) この十四条の制度はいわゆる退職金カーブと申し

まして、勤続年限が高いものほど高い率の給付を受ける。そこで中小企業の周を転々として勤務をした者に、一々勤続年限を打ち切るか、場合によって通算するかといふことが問題になるわけでありまして。今回二年というふうな制限を撤廃いたしました。一方におきましてこの制度は、一つの企業にその短時日の間に転々といふこととではいけないので、やはり中小企業に適當な労働条件のもとにおいて定着して参らうといふこととございまして、この通算の条件として自己都合といふことは排除しようといふ建前になつておるわけですから、しかしながら、今先生のおっしゃいましたように、形の上では自己都合でありましても、客観的には無理からぬ事情もある場合もあるといふことで、この点につきましては何と申しますか、われわれ労働行政をやっている者の感覚からいって実態に合ふあたらない扱いにしたい。客観的にどういふ場合に、実質的な何と申しますか、恣意的な自己都合か、客観的に無理からぬ自己都合かといふことについてある程度の基準がございまして、一種の保険財政といふこととすべし、この保険財政といふことになりまして、この保険財政全体がまかなえないものでないといふことになりまして、何とか恣意的な自己都合と無理からぬ自己都合といふものについてある程度の境界を加えまして、恣意的な自己都合は別として、無理からぬ自己都合といふものは法解釈上ここにいう自己都合ではないといふ取り扱ひにしたいといふことで検討したい、こゝういふふうに考えております。

の場だけの答弁でなく、実際の運用におきまして必らず何らかの形において実現したい。こゝういふ意味でおるわけでございます。

○藤田藤太郎君 だから、自己都合といたつて感情の問題で、感情が衝突してやめる場合もありましようし、または金銭的な迷惑をかけて自己の責めに帰してやめる場合もありましよう。だから、金銭的なような問題で損害賠償やその他のいろいろの清算その他ができた場合と、その他の場合とはだいぶ私は違ふと思ふのです。だから、今局長が言われたように、実際上の問題として十分な手を尽くしたいとおつしやるのですから、私はぜひそういうことをやつてもらいたいし、それ以上これは追及いたしません。

ただ、この納付月額の通算は一年以内といふことでありますけれども、この法律が十分に徹底しておれば何ですけれども、一年じゃ少し短いんじゃないですか、そこらはどうですか。

○政府委員(富樫総一君) この一年といふことにつきましては、実は客観的な理屈はございまして、事業団の事務処理から申しますと六ヶ月でもいゝ。あるいは相手の便宜から申しますれば二年でもいい。ほどほどとしていゝ法律上の時効制度の精神からいって一年といふたよりなところを考えたわけでございますが、そのほどどが一年といふのと見合はない、これは一年半の方がいいとか二年の方がいいといふふうに、ほどほどが関係者の方々の御意見で落ちつきますれば、われわれとして一つもこれに固執するところ、制度が発足早々で退職者の実績

といふものがきわめてわずかでございまして、今後退職者が実際問題としてたくさん出たといふ場合に、あまりこの期間を長くいたしません、いゝやう何と申しますか、郵便貯金の居眠り預金みたいにわけのわからぬものが多くなりなせぬかといふ心配を事務的にわれわれ持つておるといふことは事実でございます。

○藤田藤太郎君 だから、どうしようとおつしやるのです。

○政府委員(富樫総一君) ですから、一方そういうことを思ひますけれども、一年といふことに固執するわけではございませんので、たとえば集約いたしましたれば、退職金共済審議会に諮問しあるいは建議に基づきまして、これを一年半なり二年に延ばすといふことにやぶさかではない、こゝう申し上げておきます。

○藤田藤太郎君 そうすると、こゝう行政指導をする、こゝういふことに了解してよろしうございませう。

○政府委員(富樫総一君) これは今の自己都合といふたようなものの解釈ではなくて、これは一年とこゝう法律にきつちり書いておるものだから、法律を改正せぬことには弾力的運用ができませんので、今言つた審議会等の御意見を聞いて善処するといふ程度しか今のところお答え申し上げようがございませう。

○藤田藤太郎君 それからもう一つお聞きしたいのですが、この資料の最後の百七十八万八千八百八円ですが、これだけの余裕金が出ておるわけですか。余裕金といふか積立金ですね。だから、これはこの運営がされるに依つて拡大

第七部 社会労働委員会会議録第十四号 昭和三十六年三月二十三日 【参議院】

をしていく。これは今の余剰金、積立金はどこで管理されて、それから将来どういう工合にこの積立金を管理しようとしているのか、これをお聞きしたい。

○政府委員(富樫総一君) この積立金の運用は、基本的には安全なところに、長期安定性がある効率的、いろいろ欲ばつておるのですが、安定性があつて効率的でそれとしてできるだけつても換金ができる、支払準備金にすぎない得る、焦げつかない、ように、いったような趣旨からいたしまして、現在のところ、かつ中小企業から出た金でございますので、中小企業に運用されるように、ということで現在八七、八と大部分のところは商工債券と不動産債券に回してございます。それから業務委託銀行に預金として約一二、それから雑金をすぐ流動預金といたしまして、いわゆる普通預金として一〇というところで、圧倒的大部分をいたしまして商工債券と不動産債券に回しておるわけでございます。今後、これが十年、二十年後には何百億と、最終時点におきましては九百億、千億くらいのお金を見込んでおるわけなんです。その場合には支払準備金だからといってその全部がいつでも流動性のある運用という必要もない段階になると思ひますので、その場合には、直接にこの事業団から中小企業に債券を通じて直接に貸す、その貸し方もできるだけ従業員の福祉事業に貸し出したというところを考慮しておるのであります。現在のところ、怠慢と申しましては怠慢でございますが、七、八億でございますので、長期の計画を持つておりませんが、ここ一年くら

いの間に長期計画を立てて、将来の明るい見通しを立てたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○小柳勇君 関連して、資金運用部の資金は幾らですか、何%ですか。

○政府委員(富樫総一君) これは決算上に現われまして積立金の三割以内を資金運用部に委託するということに政令で定まつておるのであります。實際上大蔵省と労働省との交渉によりまして、一割を資金運用部に預けるということに話がきまつております。で、これは決算面に現われた額の二割でございます。従ひまして、現段階におきましては、三十四年度の決算が約一億でございますので、その一割である一千万円を資金運用部に預ける、こういうことになっております。

○藤田藤太郎君 そうすると、今のこの構想を進めて参りますと、将来これは相当、力の入れ次第で相当な金額になる、でその額の三〇%を資金運用部、しかし、現在の話し合ひでは一〇%だけ資金運用部に行くということになっておる。そこで今お話の中に、福祉事業にこの金をやる、こうおっしゃる、だからよくこう問題になるのは、この種の積立金の運用の問題です。厚生年金しかり、年度の年金しかりですね。いろいろの失業保険の積立金しかりです。だから、それがやはり零細なところから出した金が、実際問題として自分たちの生活福祉にどう使われているか、先ほどの局長のお話ですと、金利が高くて、そしてそれでいていつも引き出せるという条件がほしい、そこまで欲を出せば……、そんな条件が生まれてくるかどうか私にはわかりませんが、しかし、よ

りよくこれを発展させるためにいろいろの方法があると思ひます。しかし、えてしてやはり自主管理というものが大きく旗しして掲げていられないといろいろな問題が出てくるわけでございます。それから、だから、それは十分に一つの御趣旨を貫いてもらいたい。それから私はやっぱり福祉事業という設備とかそういうものにその金を明確に一つ使つてもらふようにしてもらいたい。たとえは年金の会計でいろいろのところが出てきて二五%福祉事業に融資をするのだと言われるけれども、実際の福祉事業にそれじゃ二百六十億ですか、あの年金の金が実際の福祉事業に幾ら金がそれじゃ行つたかという今日では一億に満たないというような結果に終わつておるわけですよ。そういうやつぱり条件が他にもありますから、だから私はこの点はもっと力を入れてそういう問題を、これがだんだん今の八億円の金をどうこうせいで言つたところでそれは私は無理だと思ひます。しかし、将来の展望の上に立てば、そういう問題もやっぱり十分考へておいてもらわないと私は困るのじゃないか、こういう工合に思ひます。だからその点についても決意を聞かせてほしい。

○政府委員(富樫総一君) 今回、厚生年金の金の二百何十億の運用というような問題につきまして、過去の実績から見ますと相当微々たるものである、われわれも今後これに協力いたしまして、ついで人の金、零細な大事な金でございます。貸し倒れ金などのないというので、ついわれわれは借りる立場に立つておると思ひますけれども、貸す立場になるとつい逆に

渋くなるということ、その点はまあ厚生省は私どもと兄弟省でございますし、弁護するわけではございませんが、無理からぬところもあると思ひます。そのうち新年度におきましては、われわれも協力いたしまして、確實なところに、労働福祉施設に相当するものに制度的にも協力したいというふうな考えでおります。この退職共済制度の積立金につきましては、法律にはみずから不動産を取得して何と申しますか、ハイカラな言葉では労働福祉センターを作るといったような道も開かれております。で、得るならば先生の御っしゃいましたように、ここ一年の間に明るい将来の展望計画といったようなものを立てたいというふうに考えております。

○小柳勇君 一つはこの大企業と比べ中小企業の退職金が多量にありながらも、さつき労働大臣もちよつと触れられましたが、自分で退職金制度を作るにはまだあまりに力が貧弱だと言ひますが、国としてこのような中小企業の退職金共済法にたよつておられるのかどうか、将来の抱負について局長から御意見を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(富樫総一君) 非常に端的な御質問で、かえつてこっちの理解の仕方が足りないかと思ひますが、御質問に応じてさきに回答いたしたことは、退職金制度というものは日本の全体の態様から見まして、基本的には各事業におきまして自前でやるべきものである、それでただ中小零細企業におきましては、一方におきまして支払い能力、負担能力が希薄である。それから他面におきまして、長期勤続者には

いい給付率で支給する。短期勤続者につきましては低いという、一つの企業の中において、先ほど政務次官が申しましたような自己共済の実施が、規模的に困難である。そこでこの共済制度全体のうちにおいて共済をしたい。さらにつけ加へますならば、零細企業の御主人は、意余つて手が足りない。お忙しいので、こういう制度を国の機関において処理したい。こういうサビスすることがこの制度の基本的な建前というふうに理解しております。

○小柳勇君 具体的な例を言いますと、大企業の方は、これは平均なんです、五年で、大企業の方が四万五千四百円の場合、この制度によりまして、二百四十九積みまして一万八千円、十年いたしました、大企業で十七万円に對して、このような制度は四万三千円、二十年勤務いたしまして、大企業で八十万円出すようなときに、この制度は十一万二千円というくらいに、これは概算でございますが、そういうようなことで、あまりにも大企業と比べて低い。ところが、少ないけれども、中小企業の労働者は、退職金がわずかであるというところで、なかなか直れない。このことが労働者の移動の足かせになって、中小企業が、低い賃金で労働者を引っぱつておくと、い道具に、かせに使われる危険性がある。そこで、いさ少しこの掛金なりあるいはこういう団体を、もう少し大きく統合するといふと、大企業にも劣らないようなことに前進せしめることができないのではないかと思ひますので、労働局長の御意見を伺つておるわけでありましたが、いま一度、いさ少し前進し

た退職金共済法に前進せしめる御決意はないかどうか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(富樫総一君) 現在この退職金共済法の掛金が最低二百円、あとは百円刻みで進む掛金を増すことができるようにしております。現在約三十万人加入しております。その実績の一人平均掛金は、四百円ちょっとというところになっております。もとよりこの制度は、一般の企業の自主的な制度に対する補充でございます。補充的なことを政府がサービスとしてやっておりますので、最低賃金の、まああまり無理してはいかぬのですけれども、それ以上にあまり無理じいをするというふうな性質のものではないと考へております。しかしながら、この最低二百円という額が、一般的な退職金立金の率と、これは何も客観的な統計があるわけでもないが、給料の四割といったような観点からいたしますと、五千円の給料に対する四割としての二百円でございます。従いまして、率直に申しまして、最近の最低賃金が二百三十円、それから漸次それより上に上がりつつあるという実情でございます。私どもの方の退職金共済審議会の、中小企業の心ある代表者の方、この二百円を今度ある程度引き上げるといふことは、十分に根拠のある課題ではなからうか、こうおっしゃっておりますので、私もさう考へて、その方向に進みたい、というふうな考へております。

○小柳勇君 そのようなことで、二百円平均であります、最低賃金五千円のこと考へておられるようですが、一万円になりますと、四百円になりますね。四割の問題についても、少し検討してもらつていいのではないかと思ひますが、公務員あるいは準公務員などの共済一時金につきましても考へてみても、いま少し前進できると思ひますので、早急に御検討願ひたいと思ひます。

第二の質問は、このような中小企業退職金共済法のあることすら知らない中小企業なりサービス業の人、たくさんあるかと思ひますが、これに対するPRをどのようにしてやっておられるか。あるいは労働省などで説明会なりあるいは勧奨なりをやっておられるかどうか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(富樫総一君) この仕事をやっております事業団そのものに、広報調査部を設けて、みずから解説書、パンフレット、リーフレット等を出しておりますが、そのために九百萬円の予算を組んでいたのであります。が、役所みずからいたしまして、約一千万円、まあ最近の銀行とか証券会社のPRから比べますと、非常に微々たるものでございますが、これを組みまして、県の労働課、労働事務所というものを中核といたしまして、さらに労働基準あるいは職業安定機関、商工機関、その連携をとりまして、機会あるごとに、そういう資料を配り、あるいは説明し、なにしているわけでございます。中小零細企業が、広範多岐な分野にわたつておりまして、しかもわれわれもいろいろ銀行や証券会社から来た資料を、なかなか読まないといふこともございまして、中小企業の御主人方に、徹底は十分しているといふような強気のこと、申し上げられま

せん。おそらくは今まででところ、地方のPR機関は、効率的な商店街あるいは特殊の中小企業の集落地といったようなところに、力を入れていると思ひます。今後漸次その周辺まで、力を入れて、加入に努力したいというふうに考へております。

○小柳勇君 最後ですが、さっきの藤田委員の質問に関連いたしまして、三十六年一月で、積立金、資産高推定八億三千五百万円あります。年々増加しておりますが、この資産高増加を八七%商工債券と不動産債券に預けてあるということについて、私は少し不満なものであります。債券を買つて預けておくよりも、むしろ今中小企業の労働者諸君は、非常に移動しております。産業の移動が激しいので、何かこう直接退職金として付加できるような方向で、御検討願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(富樫総一君) お話のように、現在八億幾らでございます。その中で、極端な景気変動——退職率の高い場合に備へまして、現在のところ確実に運用せざるを得ないので、このようになつております。今後積立金の額が多くなるに従ひまして、仰せのような方向に運用して参りたい、というふうに考へております。

○小柳勇君 労働金庫にも預託しようというふうな話があつたようですが、中央労働金庫に預けたら、地方の方には利用になりませんか、地方労働金庫などに分散して預けるか、あるいは向こうの方で、地方で掛金が納まつたやつを中央に集計する前に地方労働金の中に預託して、そこから退職者の移住資金を借りたり、あるいは旅費を借りたりするような仕組みを考へたことはございせんか。

○政府委員(富樫総一君) 将来、事業団は債券を通じて中小企業に還元するのではなく、直接に中小企業に還元するわけでも、事業団がみずから貸すというのではなく、今言つた労働金庫その他を通じて貸すということになるわけでございます。その段階におきまして仰せのような場合が十分に考えられるというところは言えると思ひます。

○小柳勇君 将来の場合でなく、たとえばことしなり来年なり、労働省の指導によつてそういうことを示唆して、事業団の方で地方の労働金庫にも分散して預けておいて、そして地方の分散したその金で、中小企業の労働者がそれを借りられるような方向に考へていただけますか。

○政府委員(富樫総一君) 原則的に銀行——労働金庫を含めました銀行預金だけの金利では、この制度の運用が間に合いませんので、その意味ではちよつとつらいわけでございます。

○小柳勇君 その点も御検討願ひたいと思ひます。

最後に、退職して退職金をもらふというところで届け出て、これは大方事業主が立てかえるのでしようが、その事業主には事業団から何日くらいしたら金が届いておられますか。

○政府委員(富樫総一君) それは事業主が立てかえて支払うのではなくして、事業主に退職金手帳というものが事業団から交付されておまして、その手帳に毎月納付することにスタンプを押しておいてもらいます。そして従業員がやめまると、その手帳を従業員に渡しまして、従業員がその手帳を持ってその銀行に行つてもらふ、というふうな考へております。

○理事(高野一夫君) ほかに別に御質問はございせんか。

○理事(高野一夫君) 速記をつけて。本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○理事(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

○理事(高野一夫君) この際皆さんにお諮りいたします。

社会保険制度に関する調査の一環として、病院経営の実情に関する件について参考人の出席を求めて、意見を聴取することとしたしまして、その日時、人選並びに手続等については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

号及び第三号に規定する弟妹は、死亡者の死亡の当時十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあり、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した者（死亡者の死亡の当時父又は生計を同じくする母がいた者を除く。）に限るものとする。

一 夫が死亡した場合において、孫又は弟妹と生計を同じくすること。

二 男子たる子が死亡した場合において、孫と生計を同じくし、かつ、配偶者がいないこと。

三 父又は祖父が死亡した場合において、弟妹と生計を同じくし、かつ、配偶者がいないこと。

（母子年金に關する規定の準用等）
第四十一条の三 第三十八条から第四十一条までの規定は、準母子年金について準用する。

2 準母子年金の受給権は、前項において準用する第四十条の規定によつて消滅するほか、孫又は弟妹が一人であるときはその孫又は弟妹が、孫又は弟妹が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての孫又は弟妹が、その母と生計を同じくするに至つたときは、消滅する。

（準母子年金の額の調整）

第四十一条の四 一の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹が、同時に他の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となるときは、これらの準母子

年金の額は、前条第一項において準用する第三十八条及び第三十九条第一項の規定にかかわらず、その受給権者のうち保険料納付済期間が最も長い者の保険料納付済期間に基づきこれらの規定によつて計算した額をその受給権者の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、その受給権者に同項に規定する孫又は弟妹以外の孫又は弟妹があるときは、その孫又は弟妹に係る前条第一項の規定による加算は、前項の規定による調整を行なつた後に行なうものとする。

3 第一項の場合において、同項に規定する準母子年金の受給権者のうちいずれかの者の受給権が消滅したときは、その消滅した日の属する月の翌月から、他の受給権者に支給する準母子年金の額を改定する。

4 第三十九条第三項の規定は、第一項に規定する孫又は弟妹が二人以上ある場合における同項の準母子年金について準用する。

5 一の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる孫又は弟妹のうちの一人又は二人以上が、さらに他の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となるに至つたときは、そのなるに至つた日の属する月の翌月から、従前その孫又は弟妹が支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐた準母子年金の額を改定する。

（母子年金と準母子年金との調整）
第四十一条の五 準母子年金は、その受給権者が母子年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。

2 前項の場合においては、当該準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹は、第三十九条の規定の適用については、当該母子年金の受給権者たる妻の子とみなす。

3 母子年金の受給権者が準母子年金の受給権を取得したときは、その取得した日の属する月の翌月から、前項の規定により妻の子とみなされる者の数に応じて、当該母子年金の額を改定する。

第四十七条第一項中「妻」を「妻又は母若しくは子」に、「母子年金」を「母子年金又は準母子年金」に改め、同条第二項中「母子年金」を「母子年金又は準母子年金」に、「第六十一条」を「第六十一条又は第六十四条の三」に、「第六十七条」を「第六十六條第六項」に改め、「全額につき支給を停止されているとき」の下に「（第六十七條第二項の規定によりさかのぼつて停止されることとなつたときを含む）」を加える。

第四十九條第一項ただし書中「受給権者であつたことがあるとき」の下に「、又は第二十八條の二の規定により老齢年金の支給を受けていたとき」を加える。

第五十二条の次に次の一節を加える。

第四節の二 死亡一時金

（支給要件）

第五十二条の二 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前日までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齢年金、通算老齢年金、障害年金（第五十六條第一項の規定によつて支給されるものを除く。）、母子年金（第六十一条第一項の規定によつて支給されるものを除く。）又は準母子年金（第六十四条の三第一項の規定によつて支給されるものを除く。）の受給権者又は受給権者であつたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

（遺族の範囲及び順位等）
第五十二条の三 死亡一時金を受け得ることが出来る遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父

母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2 死亡一時金を受け得べき者の順位は、前項に規定する順序による。

3 死亡一時金を受け得べき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（金額）

第五十二条の四 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	金額
死亡日の前日における保険料納付済期間が三年以上五年未満	五、〇〇〇円
五年以上一〇年未満	七、〇〇〇円
一〇年以上一五年未満	一四、〇〇〇円
一五年以上二〇年未満	二一、〇〇〇円
二〇年以上二五年未満	二八、〇〇〇円
二五年以上三〇年未満	三六、〇〇〇円
三〇年以上三五年未満	四四、〇〇〇円
三五年以上	五二、〇〇〇円

（支給の調整）

第五十二条の五 第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第五十二条の二に規定する者の死亡により遺見年金又は

寡婦年金を受けることができるときは、その者の遺見年金又は寡婦年金と一時金と遺見年金又は寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

「第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金」を「第五節 福祉年金」に改める。

第五十五条中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改める。

第五十六条第一項第一号ロ中「二十歳に達した後」を「被保険者となつた後に改め、同項第二号中「六十五歳」を「七十歳」に改め、同条第二項中「前項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号の要件に該当し、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、同項と同様とする。

この場合においては、第三十条第二項ただし書の規定を準用する。

第五十七条に次の一項を加える。

3 第三十一条第二項及び第三十二条の規定は、前二項の規定による障害福祉年金の受給権者が、第三十条第二項又は前条第二項の規定により当該廃疾と新たに発した傷病に係る廃疾とを併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得した場合に準用する。

第六十一条第一項各号列記以外の部分中「死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず」を「次の各号の要件に該当し」に、「被保険者

たる妻を「妻」に改め、同項各号を次のように改める。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合において、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間（その者が被保険者となつた後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において七十歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

第六十四条の次に次の五条を加える。

（母子福祉年金についての適用除外規定）

第六十四条の二 第四十一条第二項の規定は、母子福祉年金に關しては、適用しない。

（準母子福祉年金の支給要件）

第六十四条の三 夫、男子たる子、父又は祖父が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、死

亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子が、死亡者の死亡の当時準母子状態にあるときは、第四十一条の二第一項に定める準母子年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に準母子年金を支給する。ただし、その者が、死亡者の死亡日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合において、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間（その者が被保険者となつた後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において七十歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

2 前項に規定する準母子状態とは、第四十一条の二第二項各号に

定める状態をいう。この場合において、同項第一号及び第二号に規定する孫並びに同項第一号及び第三号に規定する弟妹は、死亡者の死亡の当時義務教育終了前であり、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した者（死亡者の死亡の当時父又は生計を同じくする母がいた者を除く。）に限るものとする。

3 第一項の規定により支給する準母子年金は、準母子福祉年金と称する。

（母子福祉年金に關する規定の準用）

第六十四条の四 第六十二条から第六十四条の二までの規定は、準母子福祉年金について準用する。

（準母子福祉年金の額の調整）

第六十四条の五 一の準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹が、同時に他の準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となるときは、これらの準母子福祉年金の額は、前条において準用する第六十二条及び第六十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した額をその受給権者の数で除して得た額とする。

2 前項の場合においては、第四十一条の四第二項から第五項までの規定を準用する。

3 第四十一条の四の規定は、その支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹を共にする二箇の準母子年金のうち、そのいずれか一方が準母子福

祉年金であるときは、適用しない。

（母子福祉年金と準母子福祉年金との調整）

第六十四条の六 第四十一条の五の規定は、準母子年金の受給権者が母子福祉年金の受給権を有する場合及び準母子福祉年金の受給権者が母子年金の受給権を有する場合に、適用しない。

第六十五条第一項中「及び母子福祉年金」を、「母子福祉年金及び準母子福祉年金」に改め、同項第一号中「公的年金各法に基く年金たる給付」を「公的年金給付」に改め、同条第四項中「子」の下に「孫又は弟妹」を加える。

第六十六条第一項及び第二項中「公的年金各法に基く年金たる給付」を「公的年金給付」に改め、同条第四項中「次項において同じ」を「以下同じ」に改め、同条第五項中「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に、「同年分の所得税額として」を「同年分の所得税額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢に応じて」に改め、同条に次の一項を加える。

6 母子福祉年金にあつては受給権者と生計を同じくする義務教育終了後（十五歳に達した日の属する学年の末日後をいい、同日以後引き続く中学校又は高等学校、専門学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に、その在学する間を除く。以下同じ。）の子又は夫の子、準母子福祉年金にあつては受給権者と生計を同じくする義務教

育終了後の子、孫又は弟妹のうち、前年における所得が最も多額であつた者の同年の所得につき所得税法の規定により計算した同年分の所得税額が、前項の規定に基づく政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、当該母子福祉年金又は準母子福祉年金は、その支給を停止する。第六十七条を次のように改める。

第六十七条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの福祉年金については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得又は所得税額を理由とする第六十五条第四項又は前条第四項から第六項までの規定による支給の停止は、行なわれない。

2 前項の規定により福祉年金の支給の停止が行なわれなかつた場合において、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に規定する福祉年金で同項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月にさかのぼつて、その支給を停止する。

一 当該被災者が、損害を受けた年において十三万円（当該被災

者がその年の十二月三十一日において当該被災者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子、孫又は弟妹一人につき一万五千元を加算した額とする。）をこえる所得を有したとき。当該被災者に支給する福祉年金

二 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額があるとき。当該被災者の配偶者に支給する老齢福祉年金及び障害福祉年金

三 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額が、前条第五項の規定に基づく政令で定める金額以上であること。当該被災者を扶養義務者とする者に支給する老齢福祉年金及び障害福祉年金並びに当該被災者の母又は父の妻に支給する母子福祉年金及び当該被災者の母、祖母又は姉に支給する準母子福祉年金

3 前項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、第六十五条第四項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第七十一年第一項中「遺児年金又は寡婦年金」を「準母子年金、遺児年金又は死亡一時金」に改め、同条第二項中「遺児年金」を「準母子年金又は遺児年金」に改める。

第七十二条第二号中「子」の下に「孫若しくは弟妹」を加える。

第七十四条中「三月三十一日」を「四月一日」に改める。

第七十五条第一項中「明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日」を「明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日」に改める。

第七十六条中「第二十八条第一項」の下に「第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項」を加え、「第三十条を第三十条、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項」に、「第四十九条第一項及び第九十九条第一項」を「及び第四十九条第一項」に改め、同条の表備考を除く。

中「三月三十一日」を「四月一日」に、「四月一日」を「四月二日」に改める。

第七十七条第一項中「三月三十一日」を「四月一日」に改め、同条第三項中「大正十五年四月一日から昭和五年三月三十一日」を「大正十五年四月二日から昭和五年四月一日」に改め、同条第四項中「第二十八条第四項中「前条」とあるのは、」を「第二十八条の二第三項及び第二十八条の三第四項中「第二十七」とあるのは、それぞれ」に改める。

第七十八条中「第五十三条第一項」を「第二十八条第一項及び第五十三条第一項」に改め、「第五十六条第一項」の下に、「第六十一条第一項及び第六十四条の三第一項」を加え、同

条の表（備考を除く。）中「明治四十四年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間を明治四十五年四月一日以前に、」四十九歳をこえ、五十歳をこえない者」を「四十九歳をこえる者に、」四月一日」を「四月二日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和十年四月一日以前に生まれた者については、第二十八条第一項中「保険料納付済期間と保険料免除期間」とを合算した期間」とあるのは「保険料納付済期間又は保険料納付済期間と保険料免除期間」とを合算した期間」と改める。

第七十九条 昭和三十六年四月一日において被災者である者に支給すべき障害年金については、その者の傷病についての初診日が昭和三十一年五月一日から昭和三十一年四月三十日までの期間内にある場合に限り、第三十条第一項第一号中「初診日の属する月前における直近の基準月（一月、四月、七月及び十月をいう。以下同じ。）

の前月まで引き続き三年間」とあるのは「昭和三十六年四月から初診日の属する月前における直近の基準月（前月まで引き続き）と、」二年六箇月」とあるのは「その期間の二分の一」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 前項の規定により障害年金の受給資格期間が読み替へられるため第三十条第一項第一号に該当するに至つた者に支給する障害年金の額は、第三十三条第一項の規定にかかわらず、一万四千四百円とする。

3 前二項の場合においては、第三十三条第二項中「前項」とあるのは「第七十九条第二項」と読み替へるものとする。

第七十九条の次に次の三条を加える。

（母子年金及び準母子年金の受給資格期間等についての特例）

第七十九条の二 昭和三十六年四月一日において被災者である者に支給すべき母子年金又は準母子年金については、その者の父又は母子たる子、父若しくは祖父の死亡日が昭和三十一年五月一日から昭和三十一年四月三十日までの期間内にある場合に限り、第三十七

条第一項第一号及び第四十一条の二第一項第一号中「死亡日の属する月前における直近の基準月」とあるのは「その期間の

前月まで引き続き三年間」とあるのは「昭和三十六年四月から死亡日の属する月前における直近の基準月（前月まで引き続き）と、」二年六箇月」とあるのは「その期間の

二分の一」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 前項の規定により障害年金の受給資格期間が読み替へられるため第三十条第一項第一号に該当するに至つた者に支給する障害年金の額は、第三十三条第一項の規定にかかわらず、一万四千四百円とする。

3 前二項の場合においては、第三十三条第二項中「前項」とあるのは「第七十九条第二項」と読み替へるものとする。

第七十九条の次に次の三条を加える。

（母子年金及び準母子年金の受給資格期間等についての特例）

第七十九条の二 昭和三十六年四月一日において被災者である者に支給すべき母子年金又は準母子年金については、その者の父又は母子たる子、父若しくは祖父の死亡日が昭和三十一年五月一日から昭和三十一年四月三十日までの期間内にある場合に限り、第三十七

条第一項第一号及び第四十一条の二第一項第一号中「死亡日の属する月前における直近の基準月」とあるのは「その期間の前月まで引き続き三年間」とあるのは「昭和三十六年四月から死亡日の属する月前における直近の基準月（前月まで引き続き）と、」二年六箇月」とあるのは「その期間の

二分の一」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 前項の規定により母子年金又は準母子年金の受給資格期間が読み替えられるため第三十七條第一項第一号又は第四十一條の二第一項第一号に該当するに至つた者に支給する母子年金又は準母子年金の額は、第三十八條(第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一万四千四百円とする。

3 前二項の場合においては、第三十九條第一項(第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。)中「前条」とあるのは「第七十九條の二第二項」と、第四十一條の四第一項中「第三十八條及び第三十九條第一項」とあるのは「第三十八條、第三十九條第一項及び第七十九條の二第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

(遺児年金の受給資格期間についての特例)
第七十九條の三 昭和三十六年四月一日において被保険者である者の子に支給すべき遺児年金については、その被保険者の死亡日が昭和三十一年五月一日から昭和三十一年四月三十日までの期間内にある場合に限り、第四十二條第一号ロ中「死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間」とあるのは「昭和三十六年四月から死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き」と、「一年六箇月」とあるのは

「その期間の二分の一」と、それぞれ読み替えるものとする。

(廃疾の併合認定についての特例)
第七十九條の四 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者)については、第三十條第二項及び第五十六條第二項中「二十歳に達する日又は二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

第八十條第一項中「七十歳以上である」と「七十歳をこえる」に改め、同条第二項中「三月三十一日」を「四月一日」に、「七十歳未満である」と「七十歳をこえない」に改める。

第八十一條第一項中「二十歳以上である」と「二十歳をこえる」に改め、同条第二項中「当該傷病により」を削り、同条第三項中「三月三十一日」を「四月一日」に改め、「当該傷病により」を削る。

第八十二條第一項中「二十歳以上である」と「二十歳をこえる」に改め、同項第二号中「直系血族及び直系姻族」に改め、同条第二項中「六十歳未満」と「七十歳未満」に改め、同条第三項中「三月三十一日」を「四月一日」に、「六十歳以上である」と「七十歳をこえていた」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(準母子福祉年金の特別支給)
第八十二條の二 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した昭和十六年四月一日以前に生まれた女子(昭和十六年四月一日において二十歳をこえる者)が、昭和三十

六年四月一日において第六十四條の三第二項に規定する準母子状態にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

2 明治四十四年四月一日以前に生まれた女子(昭和十六年四月一日において五十歳をこえる者)であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫、男子たる子、父又は祖父が死亡し、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持したものの(死亡者の死亡日において七十歳をこえていた者を除く)が、死亡者の死亡の当時第六十四條の三第二項に規定する準母子状態にあるときは、前項と同様とする。

ただし、当該死亡者の死亡について第四十一條の二第一項又は第六十四條の三第一項の規定により準母子年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

第八十三條中「前三條」を「前四條」に改める。

第八十九條第一号中「母子福祉年金」の下に「若しくは準母子福祉年金」を加える。

第九十二條第三項中「納期限までに」を削り、同条に次の一項を加える。

4 国民年金印紙に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第九十三條第一項中「都道府県知事又は市町村長」に改め、同条第二項中「市町村長」に改め、同条第三項中「国民年金印紙」によつて納付する場合を除き、を削る。

第九十九條を次のように改める。

第九十九條 削除

第一百條第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第一百二條第一項中「(第八十三條第二項の規定に該当する場合においては、その権利につき裁定の請求をすることができるとなつた日)」を削り、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「第九十九條の規定による遺付金を受ける権利を含む。」及び死亡一時金を受ける権利」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の時効は、当該年金給付がその全額につき支給を停止されてゐる間は、進行しない。

第一百四條中「母子年金」の下に「若しくは準母子年金」を、「子」の下に「孫若しくは弟妹」を加える。

第一百七條第二項中「受給権者」を「受給権者又は」に改め、「母子年金」の下に「若しくは準母子年金」を加

え、「又は疾病、負傷若しくは廃疾の状態にあることにより第六十七條ただし書の規定によつて母子福祉年金の支給が停止されてゐない子」を「孫若しくは弟妹」に改め、「疾病若しくは負傷」を削る。

第一百八條中「被保険者、受給権者又は世帯主若しくは被保険者の配偶者」を「受給権者、受給権者の配偶者、扶養義務者若しくは義務教育終了後の子、夫の子、孫若しくは弟妹、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主」に、「公的年金各法に基く年金たる給付」を「受給権者若しくはその配偶者に対する公的年金給付」に改める。

第一百九條の見出し中「年金給付」を「給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「給付」に、「通信大臣」を「政令で定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣」に改め、同条第二項中「前項の支払に必要な資金を通信大臣」を「前項の規定により郵政大臣が給付の支払に關する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣」に改める。

第一百十一條中「年金給付」を「給付」に改める。

附則第二條中「年金給付」を「給付」に改める。

附則第四條中「第九條」を「第九條の二」に改める。

附則第五條中「明治四十四年四月一日」を「明治四十四年四月二日」に改める。

附則第六條第一項中「明治四十四年四月一日」を「明治四十四年四月二日」に、「都道府県知事の承認を受け

て、」を「都道府県知事に申し出て、」に改め、同条第二項中「承認を受けた」を「申出をした」に改め、同条第三項中「承認」を「申出」に改め、同条第五項第二号中「第七号」を「第八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 明治四十四年四月二日以後に生まれた被保険者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者）であつて第七条第二項に該当しない者が同項第二号から第八号までのいずれかに該当するに至つた場合において、その者がこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当するに至つた日の属する月以降の期間について、第九十三条第一項の規定により前納しているとき、又はその該当するに至つた日の属する月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当するに至つた日において、前条第一項の申出をしたものとみなす。

附則第七條第一項中「明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日まで」を「明治三十九年四月一日から明治四十四年四月一日」に改める。

附則第九條中「第三号」を「第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九條の二 疾病にかかり、又は負傷し、二十歳に達する日前におけるその初診日において第七條第二項第一号から第四号までのいずれ

かに該当した者の当該傷病による廃疾については、第三十條第二項及び第五十六條第二項の規定を適用しない。

2 昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者）が疾病にかかり又は負傷し、昭和三十六年四月一日前におけるその初診日において第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した場合における当該傷病による廃疾については、第七十九條の四の規定を適用しない。

附 則

1 (施行期日)
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第九十三條第三項の改正規定は、昭和三十六年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

2 (死亡の推定に関する経過措置)

この法律による改正後の第十八條の二の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死が分らないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期が分らない者についても、適用する。

(未支給年金に関する経過措置)

3 この法律の施行前に死亡した年金の受給権者に係る未支給の年金の支給については、なお従前の例による。

4 (福祉年金の支給停止に関する経過措置)

この法律による改正後の第六十五條第四項及び第六十六條第六項の規定は、昭和三十六年五月以降の月分の福祉年金について適用し、同年四月以前の月分の福祉年金については、受給権者の所得による支給の停止及び同月以前の月分の母子福祉年金についての受給権者が妻又は夫の子と生計を同じくすることによる支給の停止については、なお従前の例による。

5 昭和三十五年分の所得につき、この法律による改正後の第六十六條第五項の規定を適用する場合においては、同条中「同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十号）による改正前の所得税法に規定する扶養親族」と、「控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢」とあるのは「扶養親族の数」と、それぞれ読み替へるものとする。

6 この法律による改正後の第二百二條第二項の規定は、この法律の施行前に福祉年金がその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。

(地方税法の一部改正)

7 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第三号の二及び第六百七十二條第三号の二中「年金給付」を「給付」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

8 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「年金給付」を「給付」に改める。

国民年金法

国民年金法

目次

第一章 総則（第一条—第十四条）

第二章 普通年金

第一節 通則（第十五条—第三十五条）

第二節 一般国民年金（第三十六条—第四十一条）

第三節 労働者年金（第四十二条—第五十九条）

第三章 特別年金

第一節 養老年金（第六十条—第六十四条）

第二節 母子年金（第六十五条—第七十条）

第三節 身体障害者年金（第七十一条—第七十六条）

第四章 審査の請求（第七十七条—第七十八条）

第五章 雑則（第七十八条—第八十五条）

第六章 罰則（第八十六条—第八十九条）

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の生活の安定と福祉の向上を図るため、国民の老齢、身体障害又は死亡等について国民に年金を支給するため国民年金の制度について定めることを目的とする。

(国民年金の制度の種類)

第二条 国民年金は、拠出制の国民年金（以下「普通年金」という。）及び無拠出制の国民年金（以下「特別年金」という。）とする。

(国民年金審議会への諮問)

第三条 厚生大臣は、国民年金事業の運営に関しては、その大綱につき、あらかじめ、国民年金審議会に諮問するものとする。

(年金を受ける権利の裁定)

第四条 年金を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、厚生大臣が裁定する。

(年金の支給期間及び支払期)

第五条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、年金の支給を受ける権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からそ

の事由が消滅した日の属する月までの間は、支給しない。

3 年金は、月割計算とし、毎月、その月分を支払うものとする。

(年金を受ける権利の受給)

第六条 年金の受給権者が死亡した場合において、その者がその死亡前に年金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の年金を請求することができる。

2 年金の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき年金であつて、その者の死亡前に支給していないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の年金の支給を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位の前継人が数人あるときは、その一人のした年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした年金を受ける権利の裁定又は支給は、全員に対してしたものとみなす。

(併給の調整)

第七條 老齢年金、障害年金、遺族年金、養老年金、母子年金及び身体障害者年金のうち二以上の年金を同一人に対し同時に支給すべき場合には、次の区別によつて、その一を支給し、他の支給を停止する。二以上の遺族年金を同一人に対し同時に支給すべき場合も、また同様とする。

一年金の額が異なるときは、高額の年金

二 年金の額が同じであるときは、厚生大臣の定める一の年金

2 障害の程度が別表に定める二級又は三級に該当する場合の障害年金と遺族年金を同一人に対し同時に支給すべき場合には、前項前段の規定にかかわらず、これらの年金を併給する。ただし、その併給すべき額がその者の障害の程度が別表に定める一級に該当するものとした場合の障害年金の額に相当する額をこえるときは、遺族年金は、政令で定めるところにより、そのこえる額に相当する額につき、その支給を停止する。

3 前二項の規定の適用については、同一人に係る一般国民年金の老齢年金と労働者年金の老齢年金、同一人に係る一般国民年金の障害年金と労働者年金の障害年金及び同一人の死亡に係る一般国民年金の遺族年金と労働者年金の遺族年金とは、それぞれ、一の年金とみなす。

(年金の額の変更)

第八條 厚生大臣は、生計費又は消費者物価の水準が、年金の額の決定又は改定の基礎となつた当時の生計費又は消費者物価の水準に比して百分の十以上増減したときその他必要があると認めるときは、国民年金審議会の意見を聞いて、年金の額の変更に関し必要な手続をとらなければならない。

(損害賠償請求権)

第九條 政府は、年金を支給すべき事由が第三者の行為によつて生じた場合において、年金を支給した

ときは、その支給した金額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、年金の支給をしないことができる。

(受給権の保護及び公課の禁止)

第十條 年金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 租税その他の公課は、年金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(時効)

第十一條 年金を受ける権利は、七年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第十二條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(印紙税の非課税)

第十三條 国民年金に関する書類には、印紙税を課さない。

(戸籍事項の無料証明)

第十四條 市町村長(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、

厚生大臣その他の行政庁又は受給資格者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、受給資格者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

第二章 普通年金

第一節 通則

(管掌)

第十五條 普通年金は、政府が、管掌する。

(普通年金の種類)

第十六條 普通年金は、一般国民年金及び労働者年金とする。

(給付の種類)

第十七條 普通年金の給付は、次のとおりとする。

一 老齢年金

二 障害年金

三 遺族年金

(端数処理)

第十八條 給付を受ける権利を裁定する場合において、給付の額に一円未満の端数が生じたときは、これを二円に切り上げるものとする。

(老齢年金の受給権者)

第十九條 老齢年金は、受給資格者が六十歳に達したとき、その者に支給する。ただし、五十五歳から五十九歳までの者が政令で定めるところにより月を指定して繰上請求をしたときは、その指定に係る月から支給する。

2 十五年以上政令で指定する業務に従事した労働者年金の受給資格者に対する老齢年金は、前項の規定にかかわらず、五十五歳に達したとき、その者に支給する。ただし、五十五歳に達した者が政令で定めるところによりその者の五十六歳から六十歳までの間にある月を指定して繰上請求をしたときは、その指定に係る月から支給する。

(老齢年金の受給権の消滅)

第二十條 老齢年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(障害年金の受給権者)

第二十一條 障害年金は、受給資格者が別表に定める程度の障害の状態にある場合、その障害の程度に応じて、その者に支給する。

(障害年金の併給の調整)

第二十二條 障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害年金を受ける権利は、消滅する。

3 第一項の場合において、前後の障害を併合した障害の程度による一般国民年金の障害年金の額若しくは労働者年金の障害年金の額又はこれらの額の合算額が、前の障害に係る一般国民年金の障害年金の額若しくは労働者年金の障害年金の額より高くなる場合は、高額の年金

金の額又はこれらの額の合算額より低額であるときは、前二項の規定の適用については、第一項のさらに障害年金を支給すべき事由は生じなかつたものとみなす。

(障害年金の額の改定)

第二十三条 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その障害の程度を調査し、その程度が従前の障害の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じ、障害年金の額を改定することができる。

2 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害年金を受け権利を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の調査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければすることができない。

4 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定が行なわれた日の属する月の翌月から始めるものとする。

(診断)

第二十四条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、障害年金の受給権者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

(障害年金の支給の制限)

第二十五条 障害年金は、故意に障害又は障害の直接の原因となつた

事故を生ぜしめた者については、支給しない。

2 重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは障害の原因となつた事故を生ぜしめ、又はその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた者については、障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 障害年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、その障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、第二十三条第一項の規定による改定を行なわず、又はその者の障害の程度が現に該当する等級以下の等級に該当するものとして、同条同項の規定による改定を行なうことができる。

第二十六条 障害年金は、その受給権者が次の各号の一に該当する場合合には、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 正当な理由がなく、第二十四条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による診断を拒んだとき。

二 故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、その障害の回復を妨げたとき。

(障害年金の受給権の消滅)

第二十七条 障害年金を受ける権利は、第二十二條第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 別表に定める程度の障害の状態で該当しなくなつたとき。

(遺族年金の受給権者)

第二十八条 遺族年金は、受給資格者が死亡した場合に、その者の遺族に支給する。

(遺族の範囲)

第二十九条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、受給資格者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下第三十二條及び第三十九條において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹で、受給資格者の死亡当時その者によつて生計を維持していた者とする。ただし、子、孫及び弟妹にあつては、二十歳未満の者で婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないものに限る。

2 受給資格者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、受給資格者の死亡当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

(遺族の順位)

第三十条 遺族年金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして父母の実父母を後にする。

3 先順位者たるべき者が後順位者より後に生じ、又は同順位者たるべき者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者たるべき者については、その生じた日から前二項の規定を適用する。

(同順位者が二人以上ある場合)

第三十一条 前条の規定により遺族年金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その遺族年金は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により遺族年金を等分して受ける同順位者のうち、その権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその遺族年金を等分して支給する。

(遺族年金の額の改定)

第三十二条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子が次の各号の一に該当するに至つたことにより遺族年金の額に変更を生ずる場合には、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、遺族年金の額を改定する。認知によつて遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子が生じたことにより遺族年金の額に変更を生ずる場合も、その認知のあつた日の属する月の翌月から、また同様とする。

(死亡したとき)

一 死亡したとき。

三 直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した受給資格者との親族関係が終了したとき。

五 二十歳に達したとき。

六 胎児である子が出生したとき。

七 受給権者である配偶者と生計を異にするに至つたとき。

八 遺族年金を受ける権利が第三十五條第三号の規定により消滅したとき。

(遺族年金の支給の制限)

第三十二条 遺族年金は、次の各号の一に該当する者には、支給しない。

一 受給資格者を故意に死亡させた者

二 受給資格者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者

三 受給資格者の死亡によつて遺族年金の受給権者となつた者を故意に死亡させた者

第三十四条 遺族年金の受給権者が、一年以上所在不明である場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により遺族年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その遺族年金は、同順位者から申請があつたときは

同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。
(遺族年金の受給権の消滅)

第三十五条 遺族年金を受ける権利は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。
一 第三十二条第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
二 二十歳に達したことによつて、遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子、孫又は弟妹でなくなつたとき。
三 他の受給権者を故意に死亡させたとき。

第二節 一般国民年金 (受給資格者)
第三十六条 二十歳以上の者は、一般国民年金の受給資格者とする。
(老齢年金の額)
第三十七条 老齢年金の額は、八万四千円に一般国民年金の拠出期間(第四十条第二項に規定する期間をいう。以下同じ)の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 第十九条第一項ただし書の規定により繰上請求をした者については、政令で定めるところにより前項の八万四千円を減額するものとし、同条第一項ただし書の規定により繰下請求をした者については、政令で定めるところにより前項の八万四千円を増額するものとする。
(障害年金の額)
第三十八条 障害年金の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 障害の程度が別表に定める一級に該当する場合の障害年金にあつては、八万四千円にその者が二十歳に達した日の属する月から障害年金を受ける権利を取得した日の属する月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月)までの期間(以下「障害前の拠出期間」という。)のうちの一般国民年金の拠出期間の月数を障害前の拠出期間の月数で除して得た数を乗じて得た額
二 障害の程度が別表に定める二級に該当する場合の障害年金にあつては、前号に規定する障害年金の額の百分の七十五に相当する額
三 障害の程度が別表に定める三級に該当する場合の障害年金にあつては、第一号に規定する障害年金の額の百分の五十に相当する額
(遺族年金の額)
第三十九条 遺族年金の額は、四万二千円に遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子(配偶者が受給権者であるときは、当該配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた者に限るものとし、子が受給権者であるときは、受給権者である子のうち一人を除いた子とする。以下第四十五条において同じ)一人につき一万四千四百円を加算した額に、死亡した者の一般国民年金の拠出期間の月数をその者が二十歳に達した日の属する月から死亡した日の属する月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月)までの期間(以下「死亡前の拠出期間」という。)の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。

二 二十九条第二項に規定する胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた者とみなす。
(一般国民年金税)
第四十条 一般国民年金事業に要する費用に充てるため、一般国民年金の受給資格者の属する世帯の世帯主に対し、一般国民年金税を課する。

2 前項に規定する一般国民年金税は、一般国民年金の受給資格者につき、当該受給資格者が二十歳に達した日の属する月から五十五歳に達する日の属する月の前月(その者がその月の前月に死亡したときは、その者がその月前に死亡したときは、その死亡した日の属する月)までの間(その期間内における第四十条第三項第一項に規定する労働者年金の拠出期間を除く)課するものとする。
3 一般国民年金税は、目的税とする。

4 前三項に規定するもののほか、一般国民年金税に關する事項は、別に法律で定める。

(国庫負担)
第四十一条 国は、一般国民年金の給付に要する費用の二分の一を負担する。
2 国は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、一般国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

第三節 労働者年金 (受給資格者)
第四十二条 二十歳以上の者で労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八条に掲げる事業の事業所若しくは事務所又は同条に掲げる事務所(以下単に「事業所」という。)に使用されるもの(政令で定める者を除く)は、労働者年金の受給資格者とする。
(老齢年金の額)
第四十三条 老齢年金の額は、八万四千円に労働者年金の拠出期間(第四十六条第二項に規定する期間をいう。以下同じ)の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額に、平均標準報酬月額(労働者年金の拠出期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ)の百分の一に相当する額に労働者年金の拠出期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

2 第三十七条第二項の規定は、第十九条第一項ただし書の規定により繰上請求又は繰下請求をした者について準用する。
3 第十九条第二項ただし書の規定により繰下請求をした者については、政令で定めるところにより第一項の八万四千円を増額するものとする。

第四十四条 障害年金の額は、次の各号に掲げる額とする。
一 障害の程度が別表に定める一級に該当する場合の障害年金にあつては、八万四千円にその者が障害年金を受ける権利を取得した日の属する月までの平均標準報酬月額の百分の四百二十に相当する額を加算した額に、障害前の拠出期間のうちの労働者年金の拠出期間の月数を障害前の拠出期間の月数で除して得た数を乗じて得た額
二 障害の程度が別表に定める二級に該当する場合の障害年金にあつては、前号に規定する障害年金の額の百分の七十五に相当する額
三 障害の程度が別表に定める三級に該当する場合の障害年金にあつては、第一号に規定する障害年金の額の百分の五十に相当する額
(遺族年金の額)
第四十五条 遺族年金の額は、四万二千円と死亡した者の平均標準報酬月額の百分の二百十に相当する額との合算額に遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子一人につき一万四千四百円を加算した額に、労働者年金の拠出期間の月数を死亡前の拠出期間の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 第三十九条第二項の規定は、前項に規定する遺族年金を受けるべき

き遺族の範囲に属する子について準用する。

(労働者年金税)

第四十六条 労働者年金事業に要する費用に充てるため、国家公務員以外の労働者年金の受給資格者を使用する事業所の事業主(以下単に「事業主」という。)に対し、労働者年金税を課する。

2 前項に規定する労働者年金税は、国家公務員以外の労働者年金の受給資格者につき、次の各号に掲げる期間課するものとする。

一 受給資格者が事業所に使用された日(二十歳に達する前に使用されたときは、二十歳に達した日。以下第二号において同じ。)の属する月から事業所に使用されなくなつた日の属する月の前月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後

であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月)までの間

二 受給資格者が、二十歳に達した日の属する月から五十五歳に達した日の属する月の前月までの間において、事業所に使用された日の属する月にその事業所に使用されなくなつた場合(その月にさらに事業所に使用された場合を除く。)においては、その月

3 労働者年金税は、目的税とする。前三項に規定するもののほか、労働者年金税に關する事項は、別に法律で定める。

5 国家公務員以外の労働者年金の受給資格者は、当該受給資格者につき事業主が納付すべき労働者年金税の税額の二分の一以下を負担する。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

6 前項の規定により受給資格者の負担すべき額は、事業主と、当該事業所に使用される労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定によつて定めるものとする。

7 第五項の場合において、事業主が受給資格者に対して通貨をもつて報酬を支払うときには、事業主は、受給資格者が同項の規定により負担すべき額を報酬から控除することができるとし、当該控除をしたときは、その控除に關する計算書を作成し、その控除額を受給資格者に通知しなければならない。

(負担金及び納付金)

第四十七条 国は、労働者年金事業に要する費用に充てるため、その使用する国家公務員である労働者年金の受給資格者につき、その者の標準報酬月額に一定の割合を乗じて得た額を負担する。

2 国家公務員である労働者年金の受給資格者は、当該受給資格者につき国が前項の規定により負担する額の二分の一以下を負担するものとし、これを国庫に納付しなければならない。

3 前条第二項の規定は第一項の規定による国の負担金について、同条第七項の規定は前項の規定による国家公務員である労働者年金の受給資格者の納付金について準用する。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の一定の割合その他の国の

負担金に關する事項及び第二項の負担割合その他の国家公務員である労働者年金の受給資格者の納付金に關する事項は、政令で定める。

5 前項の政令は、その草案について国民年金審議会の意見を聞いて制定する。

(国庫負担)

第四十八条 国は、労働者年金の給付に要する費用の五分の一を負担する。

2 国は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、労働者年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(標準報酬)

第四十九条 標準報酬は、労働者年金の受給資格者の報酬月額に基づき、次の区別によつて定める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上一〇、〇〇〇円未満
第九級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上一二、〇〇〇円未満
第一〇級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
第一一級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満

第一二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満
第一三級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満
第一四級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満
第一五級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満
第一六級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一七級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一八級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、五〇〇円未満
第一九級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上三四、五〇〇円未満
第二〇級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上三七、五〇〇円未満
第二一級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上四〇、五〇〇円未満
第二二級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上四三、五〇〇円未満
第二三級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上四六、五〇〇円未満

第二四級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上五〇、〇〇〇円未満
第二五級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上五四、〇〇〇円未満
第二六級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第二七級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満

第二八級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上六六、〇〇〇円未満
第二九級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上七〇、〇〇〇円未満
第三〇級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上

（定時決定）

第五十条 行政庁は、労働者年金の受給資格者が毎年八月一日現に使用される事業所において同日前三箇月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

2 前項の規定により決定された標準報酬は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬とする。

3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に労働者年金の受給資格者となつた者及び第五十二条の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき労働者年金の受給資格者について、その年に限り適用しない。

（受給資格者となつた際の決定）

第五十一条 行政庁は、労働者年金の受給資格者となつた者があるときは、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、労働者年金の受給資格者となつた

た日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、労働者年金の受給資格者となつた日の属する月前一箇月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定により算定することが困難であるものについては、労働者年金の受給資格者となつた日の属する月前一箇月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前各号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前各号の規定により算定した額の合算額

2 前項の規定により決定された標準報酬は、労働者年金の受給資格者となつた日の属する月からその年の九月（七月一日から十二月三十一日までの間に労働者年金の受給資格者となつた者については、翌年の九月）までの各月の標準報酬とする。

（標準報酬の改定）

第五十二条 行政庁は、労働者年金の受給資格者が現に使用される事業所において継続した三箇月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額にくらべて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、その年の九月（八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月）までの各月の標準報酬とする。

（報酬月額の算定の特例）

第五十三条 労働者年金の受給資格者の報酬月額が、第五十条第一項若しくは第五十一条第一項の規定により算定することが困難であるとき、又は第五十条第一項、第五十一条第一項若しくは前条第一項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、行政庁が算定する額を当該受給資格者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける労働者年金の受給資格者について報酬月額を算定する場合に

おいては、各事業所について、第五十条第一項、第五十一条第一項若しくは前条第一項又は前項の規定により算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

（現物給与の価額）

第五十四条 報酬の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、行政庁が定める。

（届出）

第五十五条 事業主は、厚生省令で定めるところにより、労働者年金の受給資格者の氏名、事業所に使用された年月日及び事業所に使用されなくなつた年月日、報酬月額その他厚生省令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2 労働者年金の受給資格者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を行政庁に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

（事業主の事務）

第五十六条 労働者年金に係る事務は、厚生省令で定めるところにより、その一部を事業主に行なわせることができる。

（立入検査等）

第五十七条 行政庁は、労働者年金の受給資格者に係る労働者年金の拠出期間の計算、標準報酬又は給

付に關し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報酬）

第五十八条 この節に規定する報酬には、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、労働者が、労働の対価として受けるすべてのものを含み、臨時に受けるもの及び三箇月をこえる期間ごとに受けるものは含まれないものとする。

（日雇労働者に関する政令による特例）

第五十九条 労働者年金の受給資格者である日雇労働者に対するこの節の規定の適用については、政令で別段の定めをすることができる。

第三章 特別年金

第一節 養老年金

(養老年金の受給権者)

第六十条 次の各号に掲げる者には、養老年金を支給する。

- 一 この章の規定の施行の際六十歳以上である者
- 二 この章の規定の施行の際五十五歳から五十九歳までの者で、六十歳に達した者

(養老年金の額)

第六十一条 前条第一号に規定する者のうち六十歳から六十四歳までの者及び同条第二号に規定する者のうち六十四歳までの者に支給する養老年金の額は、その者の属する世帯の世帯所得年額（世帯の世帯主及び世帯員の前年の所得の合計額の年額をいう。以下同じ。）が十八万円以下である場合においては十八万円とし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合においては六千円とする。ただし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合において、六千円とその他の者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十九万二千円に満たないときは、六千円に当該満たない額を加算した額とする。

2 前条第一号に規定する者のうち六十五歳から六十九歳までの者及び前項に規定する者で六十五歳に達したもののうち六十九歳までの者に支給する養老年金の額は、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円以下である場合においては二万四千円とし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合においては一万二千円とする。ただし、その者の属

する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合において、一万二千円とその他の者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が二十万四千円に満たないときは、一万二千円に当該満たない額を加算した額とする。

3 前条第一号に規定する者のうち七十歳以上の者及び前項に規定する者で七十歳に達したものに支給する養老年金の額は、その者の属する世帯の世帯所得年額が二十五万円以下である場合においては三万六千円とし、その者の属する世帯の世帯所得年額が二十五万円をこえる場合においては、一万八千円とその他の者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が二十八万六千円に満たないときは、一万八千円に当該満たない額を加算した額とする。

(養老年金の支給の停止)

第六十二条 養老年金の受給権者の前年の所得の年額が十三万円とその他の者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえる場合又はその者の属する世帯の世帯所得年額が、その者が七十歳に達しない者であるときは三万六千円、その者が七十歳に達した者であるときは五十万円とその他の者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえる場合には、養老年金の額の全部につき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき養老年金の額とその他の者の前年の所得の年額

との合算額が十三万円とその他の者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえる場合又は受給権者に支給すべき養老年金の額とその他の者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が、その者が七十歳に達しない者であるときは三万六千円、その者が七十歳に達した者であるときは五十万円とその他の者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、養老年金の支給を停止する。

3 受給権者に支給すべき養老年金の額とその他の者の前年の所得の年額との合算額が十三万円とその他の者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえ、かつ、当該受給権者に支給すべき養老年金の額とその他の者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が、その者が七十歳に達しない者であるときは三万六千円、その者が七十歳に達した者であるときは五十万円とその他の者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえる場合には、当該こえる額のうち多額に相当する額につき、養老年金の支給を停止する。

(養老年金の受給権の消滅)

第六十三条 第二十条の規定は、養老年金を受ける権利について準用する。

(政令への委任)

第六十四条 この節に定めるもののほか、養老年金の支給に係る所得の計算及び決定その他養老年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 母子年金

(母子年金の受給権者)

第六十五条 女子であつて配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のない者又はこれに準ずる女子であつて政令で定める者が現に児童（二十歳未満の者をいう。以下同じ。）を扶養している場合には、その扶養している者に母子年金を支給する。

(母子年金の額)

第六十六条 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円以下である場合において、その者に支給する母子年金の額は、三万六千円とする。ただし、その者が現に扶養している児童が二人以上あるときは、これらの児童のうち一人を除いた者一人につき七千二百円を加算した額とする。

2 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円をこえる場合において、その者に支給する母子年金の額は、一万八千円とする。ただし、その者が現に扶養している児童が二人以上あるときは、これらの児童のうち一人を除いた者一人につき三千六百円を加算した額とする。

3 前項の規定による母子年金の額に相当する額と当該母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が、十五万六千円と七千二百円にその者が現に扶養している児童のうち一人を除いた者の数を乗じて得た額との合算額に満たない場合には、その者に支給する母子年金の額は、同項の規定

にかかわらず、同項の規定による母子年金の額に相当する額に当該満たない額に相当する額を加算した額とする。

(母子年金の額の改定)

第六十七条 母子年金の受給権者が現に扶養している児童の数に変更を生じたときは、その変更を生じた日の属する月の翌月から、母子年金の額を改定する。

(母子年金の支給の停止)

第六十八条 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円とその他の者に支給すべき母子年金の額との合算額をこえる場合には、母子年金の額の全部につき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき母子年金の額とその他の者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十八万円とその他の者に支給すべき母子年金の額との合算額をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、母子年金の支給を停止する。

(母子年金の受給権の消滅)

第六十九条 母子年金を受ける権利は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 第六十五条の規定に該当しなくなつたとき。

(政令への委任)

第七十条 この節に定めるもののほか、母子年金の支給に係る所得の計算及び決定その他母子年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 身体障害者年金

(身体障害者年金の受給権者)

第七十一条 次の各号に掲げる者が別表に定める程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じ、その者に身体障害者年金を支給する。

- 一 十五歳から十九歳までの者
- 二 この章の規定の施行の際五十五歳以上である者

(身体障害者年金の額)

第七十二条 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円以下である場合において、その者に支給する身体障害者年金の額は、次の各号に掲げる額に、その者によつて生計を維持している配偶者及び二十歳未満の子について一人につき七千二百円を加算した額とする。

- 一 障害の程度が別表に定める一級に該当する場合には、四万八千円
- 二 障害の程度が別表に定める二級に該当する場合には、三万六千円
- 三 障害の程度が別表に定める三級に該当する場合には、二万四千円

2 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円をこえる場合において、その者に支給する身体障害者年金の額は、前項の規定による身体障害者年金の額に相当する額の二分の一とする。

3 前項の規定による身体障害者年金の額に相当する額と当該身体障害者年金の受給権者の属する世帯

の世帯所得年額との合算額が、その者の障害の程度が別表に定める一級に該当する場合には十六万八千円と、その者の障害の程度が別表に定める二級に該当する場合には十五万六千円と、その者の障害の程度が別表に定める三級に該当する場合には十四万四千円と、それぞれ、七千二百円にその者によつて生計を維持している配偶者及び二十歳未満の子の数を乗じて得た額との合算額に満たないときは、その者に支給する身体障害者年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による身体障害者年金の額に相当する額に当該満たない額に相当する額を加算した額とする。

(身体障害者年金の支給の停止)

第七十三条 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円と、その者に支給すべき身体障害者年金の額との合算額をこえる場合には、身体障害者年金の額の全部につき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき身体障害者年金の額と、その者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十八万円と、その者に支給すべき身体障害者年金の額との合算額をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、身体障害者年金の支給を停止する。

(身体障害者年金の受給権の消滅)

第七十四条 身体障害者年金を受け得る権利は、第七十五条において準用する第二十二条第二項の規定に

よつて消滅するほか、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 第七十一条の規定に該当しなくなつたとき。

(準用規定)

第七十五条 第二十二条第一項及び第二項、第二十三条から第二十六条まで並びに第六十七條の規定は、身体障害者年金の支給について準用する。

(政令への委任)

第七十六条 この節に定めるもののほか、身体障害者年金の支給に係る所得の計算及び決定その他身体障害者年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 審査の請求

第七十七条 普通年金に係る給付若しくは標準報酬又は特別年金の支給に関する処分不服がある者は、国民年金審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、国民年金審査会に再審査を請求することができる。

2 審査を請求した日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、国民年金審査官が審査の請求を棄却したものとなし、国民年金審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び第二項の再審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

4 標準報酬に關する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づき給付に關する処分についての不服の理由とする。

る処分についての不服の理由とする。第五章 雑則

(記録)

第七十八条 行政庁は、受給資格者又は受給権者に關する原簿を備え、これに受給資格者又は受給権者の氏名、受給資格者となつた年月日、標準報酬その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

(書類等の提出)

第七十九条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、年金の支給に關して必要な書類その他の物件を提出すべきことを命ずることができる。

(年金の支給の停止)

第八十条 受給権者が、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わなかつたときは、年金の額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

(届出)

第八十一条 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、行政庁に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(年金の支払の差止め)

第八十二条 受給権者が、正当な理由がなく、前条第一項の規定に

よる届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金の支払を一時差し止めることができる。

(生活保護法との関係)

第八十三条 この法律の規定により特別年金を受ける権利及び支給を受けた特別年金は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十一条の規定の適用については、その者の利用し得る資産に、支給を受けた特別年金は、同法第八十一条の規定の適用については、その者の金銭に含まれないものとする。

(権限の委任)

第八十四条 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、行政庁に委任することができる。

(実施規定)

第八十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第六章 罰則

第八十六条 事業主が、正当な理由がなく次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第五十七条第一項の規定に違反して文書その他の物件を提出せず、又は同条同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述を

し、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
第八十七条 事業主以外の者が、第五十七条第一項の規定による当該職員の間接に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
第八十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他に従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
第八十九条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。
一 第五十五条第二項の規定に違反して、受給資格者が届出をせず、又は虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申

出をしたとき。
二 第八十一条第二項の規定に違反して、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が届出をしないとき。
附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第三十六條、第四十一条、第四十二条、第四十八條、第三章及び附則第五項の規定は、昭和三十六年十月一日から施行する。

2 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）は、廃止する。
3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による廃止前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）の規定中第五十七条又は第八十条から第八十二条までの規定による福征年金に係る規定は、昭和三十六年九月三十日まで、なおその効力を有する。
4 附則第一項ただし書の規定によるこの法律の施行の際現に前項の

規定によりなお効力を有するものとされた旧国民年金法の規定による給付を受ける権利を有する者に對する当該給付（昭和三十六年九月までの分に限る。）については、なお従前の例による。
5 国は、当分の間、一般国民年金事業に要する費用につき、第四十一条に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内で、当該費用の一部を補助することができる。

別表

障害の程度		障害の程度	障害の程度
番号	番号		
一	一	一	一
二	二	二	二
三	三	三	三
四	四	四	四
五	五	五	五
六	六	六	六
七	七	七	七
八	八	八	八
九	九	九	九
一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五
一六	一六	一六	一六
一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八
一九	一九	一九	一九
二〇	二〇	二〇	二〇
二一	二一	二一	二一
二二	二二	二二	二二
二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四
二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇
三一	三一	三一	三一
三二	三二	三二	三二
三三	三三	三三	三三
三四	三四	三四	三四
三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六
三七	三七	三七	三七
三八	三八	三八	三八
三九	三九	三九	三九
四〇	四〇	四〇	四〇
四一	四一	四一	四一
四二	四二	四二	四二
四三	四三	四三	四三
四四	四四	四四	四四
四五	四五	四五	四五
四六	四六	四六	四六
四七	四七	四七	四七
四八	四八	四八	四八
四九	四九	四九	四九
五〇	五〇	五〇	五〇
五一	五一	五一	五一
五二	五二	五二	五二
五三	五三	五三	五三
五四	五四	五四	五四
五五	五五	五五	五五
五六	五六	五六	五六
五七	五七	五七	五七
五八	五八	五八	五八
五九	五九	五九	五九
六〇	六〇	六〇	六〇
六一	六一	六一	六一
六二	六二	六二	六二
六三	六三	六三	六三
六四	六四	六四	六四
六五	六五	六五	六五
六六	六六	六六	六六
六七	六七	六七	六七
六八	六八	六八	六八
六九	六九	六九	六九
七〇	七〇	七〇	七〇
七一	七一	七一	七一
七二	七二	七二	七二
七三	七三	七三	七三
七四	七四	七四	七四
七五	七五	七五	七五
七六	七六	七六	七六
七七	七七	七七	七七
七八	七八	七八	七八
七九	七九	七九	七九
八〇	八〇	八〇	八〇
八一	八一	八一	八一
八二	八二	八二	八二
八三	八三	八三	八三
八四	八四	八四	八四
八五	八五	八五	八五
八六	八六	八六	八六
八七	八七	八七	八七
八八	八八	八八	八八
八九	八九	八九	八九
九〇	九〇	九〇	九〇
九一	九一	九一	九一
九二	九二	九二	九二
九三	九三	九三	九三
九四	九四	九四	九四
九五	九五	九五	九五
九六	九六	九六	九六
九七	九七	九七	九七
九八	九八	九八	九八
九九	九九	九九	九九
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
一一一	一一一	一一一	一一一
一一二	一一二	一一二	一一二
一一三	一一三	一一三	一一三
一一四	一一四	一一四	一一四
一一五	一一五	一一五	一一五
一一六	一一六	一一六	一一六
一一七	一一七	一一七	一一七
一一八	一一八	一一八	一一八
一一九	一一九	一一九	一一九
一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
一二一	一二一	一二一	一二一
一二二	一二二	一二二	一二二
一二三	一二三	一二三	一二三
一二四	一二四	一二四	一二四
一二五	一二五	一二五	一二五
一二六	一二六	一二六	一二六
一二七	一二七	一二七	一二七
一二八	一二八	一二八	一二八
一二九	一二九	一二九	一二九
一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
一三一	一三一	一三一	一三一
一三二	一三二	一三二	一三二
一三三	一三三	一三三	一三三
一三四	一三四	一三四	一三四
一三五	一三五	一三五	一三五
一三六	一三六	一三六	一三六
一三七	一三七	一三七	一三七
一三八	一三八	一三八	一三八
一三九	一三九	一三九	一三九
一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
一四一	一四一	一四一	一四一
一四二	一四二	一四二	一四二
一四三	一四三	一四三	一四三
一四四	一四四	一四四	一四四
一四五	一四五	一四五	一四五
一四六	一四六	一四六	一四六
一四七	一四七	一四七	一四七
一四八	一四八	一四八	一四八
一四九	一四九	一四九	一四九
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
一五一	一五一	一五一	一五一
一五二	一五二	一五二	一五二
一五三	一五三	一五三	一五三
一五四	一五四	一五四	一五四
一五五	一五五	一五五	一五五
一五六	一五六	一五六	一五六
一五七	一五七	一五七	一五七
一五八	一五八	一五八	一五八
一五九	一五九	一五九	一五九
一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
一六一	一六一	一六一	一六一
一六二	一六二	一六二	一六二
一六三	一六三	一六三	一六三
一六四	一六四	一六四	一六四
一六五	一六五	一六五	一六五
一六六	一六六	一六六	一六六
一六七	一六七	一六七	一六七
一六八	一六八	一六八	一六八
一六九	一六九	一六九	一六九
一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一七一	一七一	一七一	一七一
一七二	一七二	一七二	一七二
一七三	一七三	一七三	一七三
一七四	一七四	一七四	一七四
一七五	一七五	一七五	一七五
一七六	一七六	一七六	一七六
一七七	一七七	一七七	一七七
一七八	一七八	一七八	一七八
一七九	一七九	一七九	一七九
一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
一八一	一八一	一八一	一八一
一八二	一八二	一八二	一八二
一八三	一八三	一八三	一八三
一八四	一八四	一八四	一八四
一八五	一八五	一八五	一八五
一八六	一八六	一八六	一八六
一八七	一八七	一八七	一八七
一八八	一八八	一八八	一八八
一八九	一八九	一八九	一八九
一九〇	一九〇	一九〇	一九〇
一九一	一九一	一九一	一九一
一九二	一九二	一九二	一九二
一九三	一九三	一九三	一九三
一九四	一九四	一九四	一九四
一九五	一九五	一九五	一九五
一九六	一九六	一九六	一九六
一九七	一九七	一九七	一九七
一九八	一九八	一九八	一九八
一九九	一九九	一九九	一九九
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
二〇一	二〇一	二〇一	二〇一
二〇二	二〇二	二〇二	二〇二
二〇三	二〇三	二〇三	二〇三
二〇四	二〇四	二〇四	二〇四
二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
二〇六	二〇六	二〇六	二〇六
二〇七	二〇七	二〇七	二〇七
二〇八	二〇八	二〇八	二〇八
二〇九	二〇九	二〇九	二〇九
二一〇	二一〇	二一〇	二一〇
二一一	二一一	二一一	二一一
二一二	二一二	二一二	二一二
二一三	二一三	二一三	二一三
二一四	二一四	二一四	二一四
二一五	二一五	二一五	二一五
二一六	二一六	二一六	二一六
二一七	二一七	二一七	二一七
二一八	二一八	二一八	二一八
二一九	二一九	二一九	二一九
二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
二二一	二二一	二二一	二二一
二二二	二二二	二二二	二二二
二二三	二二三	二二三	二二三
二二四	二二四	二二四	二二四
二二五	二二五	二二五	二二五
二二六	二二六	二二六	二二六
二二七	二二七	二二七	二二七
二二八	二二八	二二八	二二八
二二九	二二九	二二九	二二九
二三〇	二三〇	二三〇	二三〇
二三一	二三一	二三一	二三一
二三二	二三二	二三二	二三二
二三三	二三三	二三三	二三三
二三四	二三四	二三四	二三四
二三五	二三五	二三五	二三五
二三六	二三六	二三六	二三六
二三七	二三七	二三七	二三七
二三八	二三八	二三八	二三八
二三九	二三九	二三九	二三九
二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
二四一	二四一	二四一	二四一
二四二	二四二	二四二	二四二
二四三	二四三	二四三	二四三
二四四	二四四	二四四	二四四
二四五	二四五	二四五	二四五
二四六	二四六	二四六	二四六
二四七	二四七	二四七	二四七
二四八	二四八	二四八	二四八
二四九	二四九	二四九	二四九
二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
二五一	二五一	二五一	二五一
二五二	二五二	二五二	二五二
二五三	二五三	二五三	二五三
二五四	二五四	二五四	二五四
二五五	二五五	二五五	二五五
二五六	二五六	二五六	二五六
二五七	二五七	二五七	二五七
二五八	二五八	二五八	二五八
二五九	二五九	二五九	二五九
二六〇	二六〇	二六〇	二六〇
二六一	二六一	二六一	二六一
二六二	二六二	二六二	二六二
二六三	二六三	二六三	二六三
二六四	二六四	二六四	二六四
二六五	二六五	二六五	二六五
二六六	二六六	二六六	二六六
二六七	二六七	二六七	二六七
二六八	二六八	二六八	二六八
二六九	二六九	二六九	二六九
二七〇	二七〇	二七〇	二七〇
二七一	二七一	二七一	二七一
二七二	二七二	二七二	二七二
二七三	二七三	二七三	二七三
二七四	二七四	二七四	二七四
二七五	二七五	二七五	二七五
二七六	二七六	二七六	二七六
二七七	二七七	二七七	二七七
二七八	二七八	二七八	二七八
二七九	二七九	二七九	二七九
二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
二八一	二八一	二八一	二八一
二八二	二八二	二八二	二八二
二八三	二八三	二八三	二八三
二八四	二八四	二八四	二八四
二八五	二八五	二八五	二八五
二八六	二八六	二八六	二八六
二八七	二八七	二八七	二八七
二八八	二八八	二八八	二八八
二八九	二八九	二八九	二八九
二九〇	二九〇	二九〇	二九〇
二九一	二九一	二九一	二九一
二九二	二九二	二九二	二九二
二九三	二九三	二九三	二九三
二九四	二九四	二九四	二九四
二九五	二九五	二九五	二九五
二九六	二九六	二九六	二九六
二九七	二九七	二九七	二九七
二九八	二九八	二九八	二九八
二九九	二九九	二九九	二九九
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
三〇一	三〇一	三〇一	三〇一
三〇二	三〇二	三〇二	三〇二
三〇三	三〇三	三〇三	三〇三
三〇四	三〇四	三〇四	三〇四
三〇五	三〇五	三〇五	三〇五
三〇六	三〇六	三〇六	三〇六
三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
三〇八	三〇八	三〇八	三〇八
三〇九	三〇九	三〇九	三〇九
三一〇	三一〇	三一〇	三一〇
三一	三一	三一	三一
三二	三二	三二	三二
三三	三三	三三	三三
三四	三四	三四	三四
三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六
三七	三七	三七	三七
三八	三八	三八	三八
三九	三九	三九	三九
四〇	四〇	四〇	四〇
四一	四一	四一	四一
四二	四二	四二	四二
四三	四三	四三	四三
四四	四四	四四	四四
四五	四五	四五	四五
四六	四六	四六	四六
四七	四七	四七	四七
四八	四八	四八	四八
四九	四九	四九	四九
五〇	五〇	五〇	五〇
五一	五一	五一	五一
五二	五二	五二	五二
五三	五三	五三	五三
五四	五四	五四	五四
五五	五五	五五	五五
五六	五六	五六	五六

級	備考	
	一	二
一四	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	二
一三	精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	三
一四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの	四

備考

- 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいふ。

三 指の用を廃したものは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足ゆびの用を廃したものは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年計算にしてその第一年度約二千二百二十四億円、爾後増する見込みである。

国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律

国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第七条）	第二章 厚生年金保険法の改正及びこれに伴う経過措置（第八条―第十四条）
第三章 船員保険法の改正及びこれに伴う経過措置（第十五条―第二十條）	第四章 農林漁業団体職員共済組合法の廃止及びこれに伴う経過措置（第二十一条―第二十七條）
第五章 恩給法等との調整（第二十八條）	第六章 国家公務員共済組合法等との調整（第二十九條―第三十一条）

第七章 公共企業体職員等共済組合法との調整（第三十二条―第三十四条）

第八章 市町村職員共済組合法との調整（第三十五条―第三十七条）

第九章 私立学校教職員共済組合法との調整（第三十八条―第三十九条）

第十章 地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する法令との調整（第四十条―第四十一条）

第十一章 他の法律の一部改正（第四十一条―第五十条）

第十二章 雑則（第五十一条―第五十二条）

附則

第一章 総則（この法律の趣旨）

支給と他の法令で定める年金の支給との調整等に関する事項について定めるものとする。

（法の施行の日の属する月前二十歳に達した者に対する法の規定の適用）

第二条 法の施行（法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。

以下同じ。）の日の属する月前に二十歳に達した者で法の施行の際五十五歳未満のものに対する普通年金に係る法の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 法第三十七条第一項中「第四十条第二項」とあるのは、「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律（昭和三十六年法律第 号）第二十一条第四号において読み替へられた第四十条第二項」と読み替へるものとする。

二 法第三十八条中「八万四千円」とあるのは「前条第一項に規定する額」と、

「二十歳に達した日」とあるのは「この法律の施行（法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。）の日の属する月前に二十歳に達した者で法の施行の際五十五歳未満のものに対する普通年金に係る法の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 法第三十七条第一項中「第四十条第二項」とあるのは、「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律（昭和三十六年法律第 号）第二十一条第四号において読み替へられた第四十条第二項」と読み替へるものとする。

する額」と、

「二十歳に達した日」とあるのは「この法律の施行（法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。）の日の属する月前に二十歳に達した者で法の施行の際五十五歳未満のものに対する普通年金に係る法の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 法第三十七条第一項中「第四十条第二項」とあるのは、「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律（昭和三十六年法律第 号）第二十一条第四号において読み替へられた第四十条第二項」と読み替へるものとする。

二 法第三十八条中「八万四千円」とあるのは「前条第一項に規定する額」と、

「二十歳に達した日」とあるのは「この法律の施行（法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。）の日の属する月前に二十歳に達した者で法の施行の際五十五歳未満のものに対する普通年金に係る法の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 法第三十七条第一項中「第四十条第二項」とあるのは、「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律（昭和三十六年法律第 号）第二十一条第四号において読み替へられた第四十条第二項」と読み替へるものとする。

二 法第三十八条中「八万四千円」とあるのは「前条第一項に規定する額」と、

「二十歳に達した日」とあるのは「この法律の施行（法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。）の日の属する月前に二十歳に達した者で法の施行の際五十五歳未満のものに対する普通年金に係る法の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律第二十一条第一項第八号において読み替へられた第四十六條第二項」と読み替へるものとする。

六 法第四十四条第一号中「加算した額」とあるのは、「加算した額に、この法律の施行の日の属する月からその者の五十五歳に達することとなる日の属する月の前月までの期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとし、法の施行の際現に法別表に定める程度の障害の状態にある者は、法の施行の日に当該障害を受けたものとみなし、同法同条の規定を適用する。

七 法第四十五条第一項中「合算額」とあるのは、「合算額に、この法律の施行の日の属する月からその者の五十五歳に達することとなる日の属する月の前月までの期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとし、法の施行の際現に法別表に定める程度の障害の状態にある者は、法の施行の日に当該障害を受けたものとみなし、同法同条の規定を適用する。

七 法第四十五条第一項中「合算額」とあるのは、「合算額に、この法律の施行の日の属する月からその者の五十五歳に達することとなる日の属する月の前月までの期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとし、法の施行の際現に法別表に定める程度の障害の状態にある者は、法の施行の日に当該障害を受けたものとみなし、同法同条の規定を適用する。

七 法第四十五条第一項中「合算額」とあるのは、「合算額に、この法律の施行の日の属する月からその者の五十五歳に達することとなる日の属する月の前月までの期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとし、法の施行の際現に法別表に定める程度の障害の状態にある者は、法の施行の日に当該障害を受けたものとみなし、同法同条の規定を適用する。

七 法第四十五条第一項中「合算額」とあるのは、「合算額に、この法律の施行の日の属する月からその者の五十五歳に達することとなる日の属する月の前月までの期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとし、法の施行の際現に法別表に定める程度の障害の状態にある者は、法の施行の日に当該障害を受けたものとみなし、同法同条の規定を適用する。

七 法第四十五条第一項中「合算額」とあるのは、「合算額に、この法律の施行の日の属する月からその者の五十五歳に達することとなる日の属する月の前月までの期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとし、法の施行の際現に法別表に定める程度の障害の状態にある者は、法の施行の日に当該障害を受けたものとみなし、同法同条の規定を適用する。

七 法第四十五条第一項中「合算額」とあるのは、「合算額に、この法律の施行の日の属する月からその者の五十五歳に達することとなる日の属する月の前月までの期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとし、法の施行の際現に法別表に定める程度の障害の状態にある者は、法の施行の日に当該障害を受けたものとみなし、同法同条の規定を適用する。

で期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとする。

八 法第四十六條第二項第一号中「二十歳に達する前に使用されたときは、二十歳に達した日」とあるのは「この法律の施行前に使用されたときは、この法律の施行の日」と、同項第二号中「二十歳に達した日」とあるのは「この法律の施行の日」と読み替へるものとする。

2 前項に規定する者が六十歳に達した後六十五歳に達するまでの間若しくは同項に規定する者が六十五歳に達した後七十歳に達するまでの間又は同項に規定する者が七十歳に達した後において同項の規定によりその者に支給すべき老齢年金の額が、その支給の際その者が法第三章第一節に規定する養老年金の受給権者であるとすれば、同節の規定によりその者に支給されることとなる養老年金の額に満たないときは、その者に支給する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による老齢年金の額に相当する額に当該満たない額を加算した額とする。

3 第一項に規定する者に同項の規定により支給すべき障害年金の額が、その者が法第三章第三節に規定する身体障害者年金の受給権者であるとするれば、同節の規定によりその者に支給されることとなる身体障害者年金の額に満たないときは、その者に支給する障害年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による障害年金の額に当該満たない額を加算した額とする。

額に相当する額に当該満たない額を加算した額とする。

(損害賠償請求権)

第三條 法第九條の規定は、法の規定による年金を支給すべき事由が第三者の法の施行前の行為によつて生じた場合についても、適用するものとする。

(障害年金の支給制限)

第四條 法第二十五條第一項及び第二項(法第七十五條において準用する場合を含む。)の規定は、障害年金又は身体障害者年金の支給制限の事由が法の施行前に生じた場合についても、適用するものとする。

(他の法令による障害に関する給付との調整)

第五條 法第二十一條の規定による障害年金の支給は、受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第三十三條(他の法律において準用する場合を含む。)、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第四十三号)第三十三條若しくは労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條の規定による障害補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二條第一項第三号の規定による障害補償費、船員法(昭和二十二年法律第百号)第九十二條の規定による障害手当又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四十條の規定による障害年金若しくは障害手当金の支給その他政令で定める法

令による障害に関する給付を受けることができるときは、政令で定める期間、これを停止する。

2 法第二十一條の規定による障害年金の支給は、受給権者が当該傷病について第九條、第十六條若しくは第二十三條又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二十七号)の規定による給付のうち障害年金を受けることができるときは、その障害年金を受けることができる期間、これを停止する。

(他の法令による死亡に関する給付との調整)

第六條 法第二十八條の規定による遺族年金の支給は、受給資格者の死亡について国家公務員災害補償法第十五條(他の法律において準用する場合を含む。)、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第三十三條若しくは労働基準法第七十九條の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費、船員法第九十三條の規定による遺族手当又は船員保険法第五十條の規定による遺族手当金の支給その他政令で定める法令による死亡に関する給付が行なわれるべきものであるときは、政令で定める期間、これを停止する。

第七條 法の規定による特別年金を受ける権利を有する者が、同時に、次の各号に掲げる給付を受け

ることができる場合には、その給付を受けることができる期間、法の規定によりその者に支給すべき特別年金の支給を停止する。ただし、当該支給すべき特別年金の額が次の各号に掲げる給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

一 第九條、第十六條又は第二十三條の規定による年金たる給付
二 次に掲げる法令の規定による年金たる給付

イ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号) 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)を含む。

ロ 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)

ハ 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)

ニ 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

三 恩給に関する法令の規定による年金たる給付

四 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金たる給付(遺族給与金を含む。)

五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)に基づく留守家族手当及び特別手当(同法附則第四十五項に規定する手当を含む。)

六 前各号に定めるもののほか、政令で定める法令に基づく年金たる給付

第二章 厚生年金保険法の廃止
過措置
第八條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)は、廃止する。

(従前の保険給付)

第九條 法の施行の際、現に廃止前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)の規定による保険給付を受ける権利を有する者又は現に旧厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者で同条の規定による老齢年金の支給を受けていないものに対する当該保険給付については、なお従前の例による。その者又はその者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族に対する保険給付についても、また同様とする。

(従前の被保険者期間の換算)

第十條 法の施行の日の前日において旧厚生年金保険法による被保険者であつた者(旧厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者を除く。)に対する普通年金に係る法の規定の適用については、その者は、労働者年金の受給資格者であつた者とみなして、その者の法の施行の日前における当該被保険者であつた期間(その期間の計算については、旧厚生年金保険法又は第五十四條の規定による廃止前の厚生年金保険及び

船員保険交渉法（昭和二十九年法律第七十七号）の規定による。）は、政令の定めるところにより、労働者年金の拠出期間に換算するものとする。この場合において、当該換算された拠出期間に係る標準報酬については、政令で定めるところによる。

2 法の施行前に旧厚生年金保険法による被保険者であつた者で法の施行の日の前日までに当該被保険者の資格を喪失したもの（旧厚生年金保険法第六十九条の規定による脱退手当金の支給を受けた者及び同条ただし書の規定に該当した者を除く。）に対する普通年金に係る法の規定の適用についても、また前項と同様とする。

（標準報酬）

第十一条 法の施行の日の前日において旧厚生年金保険法による被保険者であり、引き続き労働者年金の受給資格者となつた者については、法第五十一条の規定にかかわらず、旧厚生年金保険法によるその者の法の施行の日の前日における標準報酬に係る決定は、法による昭和三十六年十月から昭和三十七年九月までの期間に係る標準報酬の決定とみなす。ただし、当該標準報酬月額額が三万六千円である者については、この限りでない。

（保険料）

第十二条 昭和三十六年九月以前の月に係る旧厚生年金保険法の規定による保険料の徴収については、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十三条 法の施行前にした行為に対する旧厚生年金保険法の罰則の適用については、なお従前の例による。

（旧厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員又は組合員であつた者の取扱）

第十四条 旧厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員又は組合員であつた者についての法の規定による年金の支給と

「第五節 老齢年金（第三十四条、第三十九条）
第六節 障害年金及障害手当金（第四十条、第四十一条、第四十二条）
第七節 遺族年金（第四十三条、第四十四条、第四十五条）
第八節 遺族年金及遺族手当金（第四十六条、第四十七条、第四十八条）
第九節 遺族年金及遺族手当金（第四十九条、第五十条、第五十一条）」

「第五節 老齢年金（第三十四条、第三十九条）
第六節 障害年金及障害手当金（第四十条、第四十一条、第四十二条）
第七節 遺族年金（第四十三条、第四十四条、第四十五条）
第八節 遺族年金及遺族手当金（第四十六条、第四十七条、第四十八条）
第九節 遺族年金及遺族手当金（第四十九条、第五十条、第五十一条）」

「第五節 老齢年金（第三十四条、第三十九条）
第六節 障害年金及障害手当金（第四十条、第四十一条、第四十二条）
第七節 遺族年金（第四十三条、第四十四条、第四十五条）
第八節 遺族年金及遺族手当金（第四十六条、第四十七条、第四十八条）
第九節 遺族年金及遺族手当金（第四十九条、第五十条、第五十一条）」

「第五節 老齢年金（第三十四条、第三十九条）
第六節 障害年金及障害手当金（第四十条、第四十一条、第四十二条）
第七節 遺族年金（第四十三条、第四十四条、第四十五条）
第八節 遺族年金及遺族手当金（第四十六条、第四十七条、第四十八条）
第九節 遺族年金及遺族手当金（第四十九条、第五十条、第五十一条）」

「第五節 老齢年金（第三十四条、第三十九条）
第六節 障害年金及障害手当金（第四十条、第四十一条、第四十二条）
第七節 遺族年金（第四十三条、第四十四条、第四十五条）
第八節 遺族年金及遺族手当金（第四十六条、第四十七条、第四十八条）
第九節 遺族年金及遺族手当金（第四十九条、第五十条、第五十一条）」

「第五節 老齢年金（第三十四条、第三十九条）
第六節 障害年金及障害手当金（第四十条、第四十一条、第四十二条）
第七節 遺族年金（第四十三条、第四十四条、第四十五条）
第八節 遺族年金及遺族手当金（第四十六条、第四十七条、第四十八条）
第九節 遺族年金及遺族手当金（第四十九条、第五十条、第五十一条）」

旧厚生年金保険法附則第二十八条の規定に基づく年金の支給との調整等に関しては、第五十条第二項、第七條、第九條及び第十條の規定に準じて、政令で定める。

第三章 船員保険法の改正及びこれに伴う経過措置

（船員保険法の一部改正）

第十五条 船員保険法の一部を次のように改正する。

「第二十三条ノ六を次のように改める。

「第二十三条ノ六を次のように改める。

「第二十三条ノ六を次のように改める。

「第二十三条ノ六を次のように改める。

付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ実父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス」に、同項第二号及び第三号中「其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル」を「之ニ依リ生計ヲ維持シタル」に、同条第三項中「第一項及び第二項を、前項に、前条ノ一時金を、遺族手当金に改め、同条第二項を削る。

第二十三条ノ六を次のように改める。

第二十三条ノ六を次のように改める。

第二十三条ノ六を次のように改める。

第二十三条ノ六を次のように改める。

第二十三条ノ六を次のように改める。

第二十三条ノ六を次のように改める。

第二十三条ノ六を次のように改める。

シ三年以内ニ治療シタル場合又ハ治療セザルモ其ノ期間ヲ経過シタル場合」を削り、同条第三項を削る。

第四十一条第一項を次のように改め、同条第四項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。

「第四十一条ノ三を次のように改める。

「第四十一条ノ三を次のように改める。

「第四十一条ノ三を次のように改める。

「第四十一条ノ三を次のように改める。

「第四十一条ノ三を次のように改める。

「第四十一条ノ三を次のように改める。

第四十三条 障害手当金ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ命令ノ定ムル期間毎
年之ヲ支給スルコトヲ得
第四十五条を次のように改める。
第四十五条 削除
第四十五条ノ三第一項及び第二項
中「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。
第三章第七節及び第八節を次のよ
うに改める。
第七節及第八節 削除
第四十六条乃至第四十九条 削除
第三章第九節の節名中「遺族年
金」を「遺族手当金」に改める。
第五十条から第五十条ノ三まで
を次のように改める。
第五十条 被保険者又ハ被保険者
タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ
死亡シタルトキハ其ノ者ノ遺族
ニ対シ遺族手当金ヲ支給ス

第五十条ノ二 遺族手当金ノ額ハ
被保険者又ハ被保険者タリシ者
ノ最終標準報酬月額ノ三十六月
分ニ相当スル金額トス
第五十条ノ三 遺族手当金ノ支給
ニ関シテハ第四十三条ノ規定ヲ
準用ス
第五十条ノ四から第五十条ノ六
までを次のように改める。
第五十条ノ四乃至第五十条ノ六
削除
第五十一条第一項中「遺族年金、
寡婦年金、寡夫年金、遺児年金」
並びに同条第二項中「一、第四十二
条、第四十二条ノ三若ハ第五十条
ノ六ノ規定ニ依ル一時金、遺族年
金、寡婦年金、寡夫年金、遺児年
金」及び「遺族年金、寡婦年金、寡
夫年金若ハ遺児年金」を「遺族手
当金」に改める。

第五十七条中「老齢年金、障害
年金、遺族年金、寡婦年金、寡夫
年金又ハ遺児年金」を「障害年金」
に改める。
第五十八条第一項を次のように
改め、同条第二項中「但書」及び同
条第三項中「別表第四上欄ニ定ム
ル障害ノ程度一級乃至三級ニ該當
スルモノニ限ル」を削る。
国庫ハ失業保険金ノ支給ニ要ス
ル費用ノ四分ノ一ヲ負担ス
第五十九条第五項第一号中「百
六十九」を「百二十七」に、同条同
項第二号中「百五十八」を「百十
六」に改め、同条同項第三号及び
同条第三項を削る。
第六十条第一項第一号中「百六
十九分ノ五十二・五」を「百二十七
分ノ三十一・五」に、「百六十九分

ノ百十六・五」を「百二十七分ノ
九十五・五」に、同条同項第二号
中「百五十八分ノ四十七」を「百十
六分ノ二十六」に、「百五十八分ノ
百十一」を「百十六分ノ九十」に改
め、同条第二項を削る。
第六十一条ただし書及び第六十
二条ノ二第一項ただし書を削る。
第六十八条第五号中「本文」を削
る。
別表第一を次のように改める。
別表第一

別表第二	
障害ノ程度	月数
一級	三六
二級	三三
三級	三〇
四級	二五
五級	二〇
六級	一五
七級	一二
八級	九
九級	六
一〇級	四
一一級	二

別表第三を次のように改める。

別表第三 削除
別表第四を次のように改める。

別表第四	
障害年	支給スベキ程度ノ障害ノ状態
一級	一 両眼ヲ失明シタルモノ 二 咀嚼及言語ノ機能ヲ喪シタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ 四 胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ 五 半身不随ト為リタルモノ 六 両上肢ヲ肘関節以上ニテ失ヒタルモノ 七 両上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 八 両下肢ヲ膝関節以上ニテ失ヒタルモノ 九 両下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
二級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 二 両眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 三 両上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ 四 両下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ

別表第五	
障害年	支給スベキ程度ノ障害ノ状態
一級	一 両眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 二 咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
二級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ喪シタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ 四 胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ 五 十指ヲ失ヒタルモノ

備考
一 各級各号又ハ各号ノ一ニ該當セザルモノ之ニ相當スル障害ノ状態ト認メラルベキモノ
ハ其ノ最モ近キ各級各号又ハ各号ノ障害ノ状態ニ該當スルモノト看做ス
二 視力ノ測定ハ万国式視力表ニ依リ屈折異状アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス
三 指ヲ失ヒタルモノトハ指ノ指関節、其ノ他ノ指ハ第一指関節以上ヲ失ヒタルモノ
ヲ謂フ
四 指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指関節若ハ第一指関節
（指ノ二在リテハ指関節）ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ
別表第五を次のように改める。

二級			三級			四級			五級		
三	四	五	六	七	一	二	三	四	五	六	七
鼓膜ノ全部ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ヲ全ク聾シタルモノ	一上肢ヲ肘関節以上ニテ失ヒタルモノ	一下肢ヲ膝関節以上ニテ失ヒタルモノ	十指ノ用ヲ廢シタルモノ	阿足ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ	一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	一上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ	一下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ	一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	十趾ヲ失ヒタルモノ	阿側ノ拳ヲ失ヒタルモノ
一	二	三	四	五	六	七	一	二	三	四	五
一眼失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ	神経系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力四十デシ以上ニテハ尋常ノ話ヲ解シ得ザルモノ	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

六級			七級		
四	五	六	七	八	九
一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ拇指及示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ	一下肢ヲ五趾以上短縮シタルモノ	一上肢ノ三大関節中ノ一関節ノ用ヲ廢シタルモノ	一下肢ノ三大関節中ノ一関節ノ用ヲ廢シタルモノ	一上肢ニ仮関節ヲ殘スモノ
一	二	三	四	五	六
一眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	兩眼ノ半盲症、視野狹窄又ハ視野變状ヲ殘スモノ	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ殘スモノ	鼻ヲ欠損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	鼓膜ノ全部ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ
一	二	三	四	五	六
一眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	兩眼ノ半盲症、視野狹窄又ハ視野變状ヲ殘スモノ	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ殘スモノ	鼻ヲ欠損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	鼓膜ノ全部ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力耳聾ニ接セザレバ大
一	二	三	四	五	六
一眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	兩眼ノ半盲症、視野狹窄又ハ視野變状ヲ殘スモノ	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ殘スモノ	鼻ヲ欠損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	鼓膜ノ全部ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力耳聾ニ接セザレバ大

八級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	
一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ残スモノ	両眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ残スモノ	鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ	脊柱ニ畸形ヲ残スモノ	一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ中指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ	胸腹部臓器ニ障害ヲ残スモノ	
九級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ残スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ	七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	一耳ノ耳鼓ノ大部分ヲ欠損シタルモノ	鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ残スモノ	一上肢ノ三大関節中ノ一関節ノ機能ニ障害ヲ残スモノ	一下肢ノ三大関節中ノ一関節ノ機能ニ障害ヲ残スモノ	長管狀骨ニ畸形ヲ残スモノ	一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ	局部ニ頑固ナル神経症狀ヲ残スモノ	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ残スモノ	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ残スモノ						
一〇級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	
一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	一眼ニ半盲症、視野狭窄又ハ視野變狀ヲ残スモノ	両眼ノ眼瞼ノ一部ニ欠損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ	一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ中指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ	一下肢ヲ一蹠以上短縮シタルモノ	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ	

一〇級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ	一眼ノ眼瞼ノ一部ニ欠損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ	三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ	一手ノ中指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ	一手ノ中指及示指以外ノ指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ	男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ								

備考

- 一 各級各号又ハ各号ノ一ニ該當セザルモノニ相當スル廢疾ノ狀態ト認メラルベキモノハ其ノ最モ近キ各級各号又ハ各号ノ廢疾ノ狀態ニ該當スルモノト看做ス
- 二 視力ノ測定ハ万国式視力表ニ依ル屈折異常アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス
- 三 指ヲ失ヒタルモノトハ中指ノ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 四 指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節(指指ニ在リテハ指關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ
- 五 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 六 趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ蹠趾關節若ハ第一趾關節(第一趾ニ在リテハ趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

(従前の保險給付)

第十六条 法の施行の際、現に改正前の船員保險法(以下「旧船員保險法」という。)の規定による老齡年金、障害年金(職務上の事由によるもので旧船員保險法別表第四上欄に定める廢疾の程度が一級から三級までに該當するもの及び船員法による災害補償に相當するもので旧船員保險法別表第四上欄に定める廢疾の程度が四級から六級までに該當するものを除く)、障害手当金(職務上の事由によるものを除く)、脱退手当金、寡婦年金、遺兒年金、遺族年金、遺族年金(船員法による災害補償に相當するものを除く)若しくは旧船員保險法第四十二条、第四十二条ノ三若しくは第五十条ノ六の規定による一時金の支給を受ける権利を有する者又は現に旧船員保險法第三十四条第一項各号のいずれかに規定する被保險者期間を満了している者で同条の規定による老齡年金の支給を受けていないものに対する当該保險給付については、なお従前の例による。その者又はその者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族に対する保險給付についても、また同様とする。

(従前の被保険者期間の換算)

第十七条 法の施行の日の前日において旧船員保険法による被保険者であつた者(旧船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者を除く。)に対する普通年金に係る法の規定の適用については、第十条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧厚生年金保険法」とあるのは、「旧船員保険法」と読み替へるものとする。

2 法の施行前に旧船員保険法による被保険者であつた者で法の施行の日の前日までに当該被保険者の資格を喪失したもの(旧船員保険法第四十六条第一項の規定による脱退手当金の支給を受けた者並びに同条第三項及び第四項の規定に該当した者を除く。)に対する普通年金に係る法の規定の適用についても、また前項と同様とする。

(標準報酬)

第十八条 法の施行の日の前日において旧船員保険法による被保険者であり、引き続き労働者年金の受給資格者となつた者については、法第五十一条の規定にかかわらず、旧船員保険法によるその者の法の施行の日の前日における標準報酬月額に係る決定は、法による昭和三十六年十月から昭和三十七年九月までの期間に係る標準報酬月額の決定とみなす。ただし、当該標準報酬月額が五千円又は三万六千円である者については、この限りでない。

(保険料)

第十九条 昭和三十六年九月以前の月に係る旧船員保険法の規定によ

る保険料の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第二十条 法の施行前にした行為に対する旧船員保険法の罰則の適用については、なお従前の例による。

第四章 農林漁業団体職員共済組合法の廃止及びこれに伴う経過措置

(農林漁業団体職員共済組合法の廃止)
第二十一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)は、廃止する。

(農林漁業団体職員共済組合の解散)
第二十二条 農林漁業団体職員共済組合は、法の施行の日に解散するものとし、その権利義務は、国が承継する。

2 前項の規定による農林漁業団体職員共済組合の解散の登記については、登録税を課さない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の規定による農林漁業団体職員共済組合の解散に關して必要な事項は、政令で定める。

(従前の保険給付)

第二十三条 法の施行の際、現に廃止前の農林漁業団体職員共済組合(以下「旧農林漁業団体職員共済組合法」という。)の規定による給付を受ける権利を有する者又は現に旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。以下次条において同じ。)が二十年以上である組合員で旧農林漁

業団体職員共済組合法第三十六条の規定による退職年金の支給を受けていないものに対する当該給付については、なお従前の例による。その者又はその者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族に対する給付についても、また同様とする。

(従前の組合員であつた期間の換算)
第二十四条 法の施行の日の前日において旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であつた者(旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であつた期間が二十年以上である者を除く。)に対する普通年金に係る法の規定の適用については、第十条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧厚生年金保険法又は第五十四条の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)」とあるのは、「旧農林漁業団体職員共済組合法」と読み替へるものとする。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第二十五条 法の施行の際、現に旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。以下次条において同じ。)が二十年以上である組合員で旧農林漁

みなす。ただし、当該標準給与の月額が五万二千円である者については、この限りでない。

(掛金)

第二十六条 昭和三十六年九月以前の月に係る旧農林漁業団体職員共済組合法の規定による掛金の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第二十七条 法の施行前にした行為に対する旧農林漁業団体職員共済組合法の罰則の適用については、なお従前の例による。

第五章 恩給法等との調整
(恩給受給権者に対する法と恩給法等との適用関係)
第二十八条 法の施行の際現に恩給に關する法令の規定による年金である恩給(死亡を給与事由とするものを除く。)を受ける権利を有する者については、法は、適用しない。

第六章 国家公務員共済組合法等との調整
(組合員等に対する法と国家公務員共済組合法等との適用関係)
第二十九条 法の施行の際現に国家公務員共済組合法の長期給付に關する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の規定による年金である給付(死亡を給付事由とするものを除く。)を受ける権利を有する者については、また同様とする。

みなす。ただし、当該標準給与の月額が五万二千円である者については、この限りでない。

2 前項前段に規定する者が法の施行の日以後退職(国家公務員共済組合法に規定する退職をいう。以下本条において同じ。)した場合において、長期給付のうち、年金である給付を受ける権利が生じないときは、当該退職後は、同項前段の規定にかかわらず、当該退職した者には法の適用があるものと

し、かつ、その者は、労働者年金の受給資格者であつた者とみなして、その者の組合員期間は、政令の定めるところにより、労働者年金の拠出期間に換算するものとする。この場合において、当該換算された拠出期間に係る標準報酬については、政令で定めるところによる。

3 前項の規定により法の適用がある者には、国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を支給しない。

4 第一項前段に規定する者が第二項の規定により法の規定の適用を受けることとなる場合には、国家公務員共済組合(国家公務員共済組合連合会加入組合にあつては、国家公務員共済組合連合会)は、政令の定めるところにより、その者に係る責任準備金に相当する金額を国民年金特別会計に移換しなればならない。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第三十条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第二百一一条及び第二百二十二条を次のように改める。

第二百一十一条及び第二百二十二条 削除

附則第二十條の次に次の一条を加える。

(昭和三十六年十月一日以後職員となつた者の取扱い)

第二十條の二 昭和三十六年十月一日以後職員(職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。)となつた者については、長期給付に関する規定は、適用しない。ただし、再び当該職員となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律(昭和三十六年法律第一号)第二十九条第二項の規定の適用を受ける者を除く。)については、この限りでない。

(選抜給付を認められていた船員組合員の取扱い)

第三十一条 法の施行の際現に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第二百一十一条の規定による年金である給付を受ける権利を有する者については、前条の規定による同法第二百一十一条及び第二百二十二條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七章 公共企業体職員等共済組合法との調整

(組合員等に対する法と公共企業体職員等共済組合法との適用関係)

第三十二条 法の施行の際現に公共企業体職員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に公共企

業体職員等共済組合法の規定による年金である給付(死亡を給付事由とするものを除く。)を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 第二十九条第二項から第四項までの規定は、前項前段に規定する者について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「国家公務員共済組合法」とあるのは、「公共企業体職員等共済組合法」と読み替えるものとする。

第三十三条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項中「船員保険法」を「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律(昭和三十六年法律第一号)第十五条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」といふ。)」に改め、同条第三項を削る。

第七十八条第一項中「船員保険法」を「旧船員保険法」に改める。

第七十九条から第八十一条までを次のように改める。

第七十九条から第八十一条までを削る。

附則第三十二条の次に次の一条を加える。

(昭和三十六年十月一日以後職員等となつた者の取扱い)

第三十二条の二 昭和三十六年十月一日以後職員となつた者及び第十三条の規定による運営規則の定める者となつた者について

は、長期給付に関する規定は、適用しない。ただし、再びこれらの者となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律第三十二条第二項において準用する同法第二十九条第二項の規定の適用を受ける者を除く。)については、この限りでない。

(選抜給付を認められていた船員組合員の取扱い)

第三十四条 法の施行の際現に前条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第七十九条の規定による年金である給付を受ける権利を有する者については、前条の規定による同法第七十七条から第八十一条までの改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八章 市町村職員共済組合法との調整

(組合員等に対する法と市町村職員共済組合法との適用関係)

第三十五条 法の施行の際現に市町村職員共済組合法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に市町村職員共済組合法の規定による年金である給付(死亡を給付事由とするものを除く。)を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 第二十九条第二項から第四項までの規定は、前項前段に規定する者について準用する。この場合において、同条第二項中「国家公務員共済組合法」とあるのは、「市町村職員共済組合法」と読み替えるものとする。

第三十六条 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第九十条第二項中「船員保険法」を「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律(昭和三十六年法律第一号)第十五条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」といふ。)」に改め、同条第三項を削る。

第九十一条中「船員保険法」を「旧船員保険法」に改める。

第九十二条の二を削り、第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十二条及び第九十三条 削除

附則第四十二項を附則第四十三項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第四十一項の次に次の一項を加える。

(昭和三十六年十月一日以後職員等となつた者の取扱い)

42 昭和三十六年十月一日以後職員となつた者(職員とみなされる者を含む。以下本条において同じ。)については、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定は、適用しない。ただし、再び当該職員となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律第三十五条第二項において準用

する同法第二十九条第二項の規定の適用を受ける者を除く。)については、この限りでない。

(選抜給付を認められていた船員組合員の取扱い)

第三十七条 法の施行の際現に前条の規定による改正前の市町村職員共済組合法第九十一条の規定による年金である給付を受ける権利を有する者については、前条の規定による同法第九十条から第九十三条までの改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第九章 私立学校教職員共済組合法との調整

(組合員等に対する法と私立学校教職員共済組合法との適用関係)

第三十八条 法の施行の際現に私立学校教職員共済組合法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。

法の施行の際現に私立学校教職員共済組合法の規定による年金である給付(死亡を給付事由とするものを除く。)を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 第二十九条第二項から第四項までの規定は、前項前段に規定する者について準用する。この場合において、同条第二項中「国家公務員共済組合法」とあるのは、「私立学校教職員共済組合法」とあるのは、「私立学校教職員共済組合法」第二十五条の二において準用する国家公務員共済組合法(昭和二十

とあるのは「退職給付、廃疾給付及び遺族給付」と、同条第三項中「国家公務員共済組合法」とあるのは「市町村職員共済組合法」と読み替えるものとする。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第三十六条 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第九十条第二項中「船員保険法」を「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律(昭和三十六年法律第一号)第十五条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」といふ。)」に改め、同条第三項を削る。

第九十一条中「船員保険法」を「旧船員保険法」に改める。

第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十二条及び第九十三条 削除

附則第四十二項を附則第四十三項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第四十一項の次に次の一項を加える。

(昭和三十六年十月一日以後職員等となつた者の取扱い)

42 昭和三十六年十月一日以後職員となつた者(職員とみなされる者を含む。以下本条において同じ。)については、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定は、適用しない。ただし、再び当該職員となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律第三十五条第二項において準用

する同法第二十九条第二項の規定の適用を受ける者を除く。)については、この限りでない。

(選抜給付を認められていた船員組合員の取扱い)

第三十七条 法の施行の際現に前条の規定による改正前の市町村職員共済組合法第九十一条の規定による年金である給付を受ける権利を有する者については、前条の規定による同法第九十条から第九十三条までの改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第九章 私立学校教職員共済組合法との調整

(組合員等に対する法と私立学校教職員共済組合法との適用関係)

第三十八条 法の施行の際現に私立学校教職員共済組合法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。

法の施行の際現に私立学校教職員共済組合法の規定による年金である給付(死亡を給付事由とするものを除く。)を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 第二十九条第二項から第四項までの規定は、前項前段に規定する者について準用する。この場合において、同条第二項中「国家公務員共済組合法」とあるのは、「私立学校教職員共済組合法」とあるのは、「私立学校教職員共済組合法」第二十五条の二において準用する国家公務員共済組合法(昭和二十

とあるのは「退職給付、廃疾給付及び遺族給付」と、同条第三項中「国家公務員共済組合法」とあるのは「市町村職員共済組合法」と読み替えるものとする。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第三十六条 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第九十条第二項中「船員保険法」を「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律(昭和三十六年法律第一号)第十五条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」といふ。)」に改め、同条第三項を削る。

三年法律第六十九号)と読み替へるものとする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第三十九条 私立学校教職員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「健康保険又は厚生年金保険」を「健康保険に」「受け、又は厚生年金保険の被保険者となるべき旨」を「受けるべき旨」に、「でき、又は厚生年金保険法第十六条ノ二の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となるものとする」を「できるものとする」に、「保険給付のみ」を「保険給付に」「に」を「に」に、厚生年金保険のみの被保険者となつた者は、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關しては、それぞれを「に」に關しては、「に」「みなし、健康保険法による保険給付を受け、且つ、厚生年金保険の被保険者となつた者は、第十四条の規定にかかわらず、この法律による組合員にならないものとする」を「みなす」に改める。

附則第二十三項中「厚生年金保険法ニ依ル障害年金又は障害手当金」を「国民年金法(昭和三十六年法律第 号)ニ依ル障害年金」に改め、「ものとし、この法律による組合員であつて同項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者について、第二十五条において組合の保険給付に關し国家公務員共済組合法の規定を準用する場合においては、同法第三十四条第一項第一号中「廢疾給付」とあるのは、「厚生年金保険法による障害

年金又は障害手当金」と読み替へるものとするを削る。

附則第二十五項を附則第二十六項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第二十四項の次に次の一項を加える。

(昭和三十六年十月一日以後教職員等となつた者の取扱ひ)

25 昭和三十六年十月一日以後教職員等となつた者については、退職給付、廢疾給付及び遺族給付に關する規定は、適用しない。ただし、再び当該教職員等となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律(昭和三十六年法律第 号)第三十八条第二項において準用する同法第二十九條第二項の規定の適用を受ける者を除く)については、この限りでない。

第十章 地方公共団体の退職年金及び退職一時金に關する法令との調整

第四十条 法の施行の際現に地方公共団体の退職年金及び退職一時金に關する法令の適用を受けている者及び法の施行後当該法令の適用を受けることとなる者について、法の規定による年金の支給と当該法令による年金の支給との調整等に關しては、第七條及び第八章の規定に準じて、政令で定める。

第十一章 他法律の一部改正

(登録税法の一部改正)
第四十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七部 社会労働委員会會議録第十四号 昭和三十六年三月二十三日【參議院】

第十九條第七号中「農林漁業団体職員共済組合、及び「農林漁業団体職員共済組合法」を削り、同条第十八号中「農林漁業団体職員共済組合」を削り、同条第二十三号ノ二を削る。

(印紙税法の一部改正)

第四十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ七を削る。

(健康保険法の一部改正)

第四十三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十七條ノ三第一号を次のように改める。

一 国民年金法(昭和三十六年法律第 号)ニ依ル障害年金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

(所得税法の一部改正)

第四十四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「農林漁業団体職員共済組合」を削る。

第八條第六項第二号を次のように改める。

二 国民年金法第四十六條の規定により事業主が納付すべき労働者年金税のうち国家公務員以外の労働者年金の受給資格者が負担する費用、同法第四十七條の規定により国家公務員である労働者年金の受給資格者が負担する納付金及び

一般国民年金税法の規定による一般国民年金税

第八條第六項中「第六号の五及び第七号の三」を削る。

第九條第二項中「第六号の五、第七号の三」を「第六号の四」に改める。

(法人税法の一部改正)

第四十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」を削る。

(地方財政法の一部改正)

第四十六条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第七号中「厚生年金保険、国民年金」を「国民年金」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第四十七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号の二を削り、同条第二項中「第二号の二」を削る。

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)

第四十八条 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條中「船員保険事業及び厚生年金保険事業」を「及び船員保険事業」に改める。

第三條第一項第一号及び第二号中「船員保険及び厚生年金保険」を「及び船員保険」に改める。

第七條中「船員保険事業又は厚生年金保険事業」を「又は船員保険事業」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律の一部改正)

第四十九條 国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第八十七條第一項、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十七條第一項」を削る。

(地方税法の一部改正)

第五十条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」を削る。

第二百六十二條第三号中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)」、を削り、「失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の下に、並びに国民年金法(昭和三十六年法律第 号)を、「保険給付」の下に「及び年金」を加え、同条第三号の二を削る。

第六百七十二條第三号中「厚生年金保険法」を削り、「失業保険法」の下に「並びに国民年金法」を、「保険給付」の下に「及び年金」を加え、同条第三号の二を削る。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第五十一条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法

律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十三条及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第九十条並びに国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第一百一条」及び「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十三条」に改める。

第三条中、「船員保険法第六十三条若しくは厚生年金保険法第九十条又は国民年金法第一百一条」を「又は船員保険法第六十三条に改め、(国民年金法による年金給付を含む。次条第一項において同じ。)」を削る。

第九条第一項中、「(国民年金事業の管掌者を含む。以下同じ。)」を削る。

第十九条中、「船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条及び国民年金法第一百一条」を「及び船員保険法第六十三条に、船員保険法第六十四条及び厚生年金保険法第九十一条」及び「船員保険法第六十四条」に改める。

第三十条第一項中、「船員保険及び厚生年金保険」及び「船員保険」に改め、同条第二項を削る。

第三十二条第一項中、「船員保険法第六十三条第一項若しくは厚生年金保険法第九十条第一項又は国民年金法第一百一条第一項」又は「船員保険法第六十三条第一項」に、同条第二項中、「船員保険法第六十三条第二項若しくは厚生年

金保険法第九十条第二項又は国民年金法第一百一条第二項」又は「船員保険法第六十三条第二項」に、同条第三項中、「船員保険法第六十四条又は厚生年金保険法第九十一条」又は「又は船員保険法第六十四条」に、同条第六項中、「船員保険法第十二条ノ二第一項及び厚生年金保険法第八十六条第五項並びに国民年金法第九十六条第四項」を「及び船員保険法第十二条ノ二第一項」に改める。

第三十三条及び第三十六条中「第三十条第一項又は第二項」を「第三十条」に改める。
第三十九条第二項中「第三十条第一項」を「第三十条」に改め、同条第三項を削る。

第四十条第一項中「第三十条第一項若しくは第二項」を「第三十条」に改める。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 法附則第四項の規定により従前の例によることとされた国民年金法の規定による給付及び第九十条の規定により従前の例によることとされた旧厚生年金保険法の規定による保険給付に関する審査の請求については、前条の規定による社会保険審査官及び社会保険審査会法の改正にかかわらず、なお従前の例による。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)
第五十三条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十

九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第十九条(組合の給付)」を「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律(昭和三十六年法律第 号)第二十三条(従前の保険給付)」に改める。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の廃止)
第五十四条 厚生年金保険及び船員保険交渉法は、廃止する。

(国税徴収法の一部改正)
第五十五条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項第一号から第三号までを次のように改める。

一 国民年金法(昭和三十六年法律第 号)

二 国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律(昭和三十六年法律第 号)

三 削除
第七十七条第二項第九号を次のように改める。

九 削除
(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第五十六条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十

五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百

十五号)又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律(昭和三十六年法律第 号)第九号又は第二十三条」に改める。

(国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五十七条 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)」を「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律(昭和三十六年法律第 号)第九号」に改める。

第十二章 雑則
(政令への委任)
第五十八条 この法律に規定するもののほか、法及びこの法律の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、法の施行の日から施行する。

国民年金の積立金の運用に関する法律案
国民年金の積立金の運用に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、国民年金特別会計の積立金(以下「積立金」という。)を福祉施設の建設等に資する

ための資金として貸し付ける等その運用方法を定め、もつて国民年金の受給資格者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(積立金の管理及び運用)
第二条 積立金は、厚生大臣が管理し、及び運用する。

(積立金の区分)
第三条 積立金は、一般資金及び福祉資金に区分して経理するものとする。

2 積立金の一般資金及び福祉資金への配分は、厚生大臣が国民年金積立金運用審議会の意見を聞いて定める。

(一般資金)
第四条 一般資金は、資金運用部に預託する。

(福祉資金の運用の範囲)
第五条 福祉資金は、社会福祉施設、病院及び診療所、住宅等福祉施設の建設等に資するための資金として、地方公共団体、労働金庫その他政令で定める法人に貸し付けるものとする。

2 前項の規定による福祉資金の貸付けに關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(国民年金積立金運用審議会)
第六条 厚生省に国民年金積立金運用審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の権限)
第七条 審議会は、厚生大臣の諮問に應じ、積立金の運用に関する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を厚生大臣に建議することができる。

(審議会の組織)

第八条 審議会は、次に掲げる者につき厚生大臣が任命する委員十八人で組織する。

一 大蔵事務次官

二 厚生事務次官

三 自治事務次官

四 一般国民年金の受給資格者を代表する者 五人

五 労働者年金の受給資格者を代表する者 五人

六 学識経験のある者 五人

2 前項第四号から第六号までに掲げる委員の任期は、三年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができ、る。

4 委員は、非常勤とする。

(福祉資金の運用計画)

第九条 厚生大臣は、毎年度福祉資金の運用に關して必要な計画を定め、あらかじめ審議会の議に付さなければならぬ。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。

(事務局)

第十条 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置く。

(政令への委任)

第十一条 前五条に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、国民年金法(昭和三十六年法律第 号)の施行(同法附則第一項ただし書の規定

による施行をいう。)の日から施行する。

2 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第 号)附則第二項及び附則第五項の規定により国民年金特別会計に帰属した積立金で、この法律の施行の際現に資金運用部に預託されているもののこの法律の規定による運用については、政令で定める。

3 第四条の規定により資金運用部に預託される積立金(以下「預託金」という。)で契約上の預託期間(以下「約定期間」という。)が七年以上のものに対しては、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第四条第三項の規定にかかわらず、同項第六号の規定による利子を附するほか、昭和三十七年度以降当分の間、年一分以下の範囲で、政令で定める利率(以下「特別利率」という。)により利子を附する。

4 預託金で約定期間満了前に払いもどしたものに對しては、前項の規定にかかわらず、特別利率による利子を附さない。

5 預託金に對する特別利率による利子は、毎年三月三十一日及び九月三十日に当該預託金の経過預託期間に應じて日割計算により支払う。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二百四十万円の見込みである。

昭和三十六年四月一日印刷

昭和三十六年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局